



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	映画と文部省（上）：統制時代の一考察
Author(s)	西本，肇
Citation	北海道大學教育學部紀要，67，259-292
Issue Date	1995-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29476
Type	departmental bulletin paper
File Information	67_P259-292.pdf



映画と文部省（上）

—— 統制時代の一考察 ——

西 本 肇

Movie, Audio-visual Education and The Ministry of Education, Science and Culture (Part 1)

Hajime NISHIMOTO

〈目次〉

1. はじめに
2. 映画と文部行政－排斥と育成
3. 映画と文部行政－取締と統制の狭間（以上、本号）
4. 映画法と文部行政－行政の“教化”化と指導行政
5. 文部行政の基調交替－戦後文部行政への転轍
6. おわりに

1. はじめに

日本映画の通史によれば、我国において映画が本格的に登場したのは、明治40年代といわれる（例えば田中純一郎『日本映画史』（全4巻、1948年、斎藤書店）は、1896（明治29）年のキネトスコープ輸入から明治末における映画業者のトラスト成立までの16年間を興行的映画成立の第一期としている。第1巻、5ページ）。その後映画は、急成長を遂げ、世上「ジゴマ騒動」と称されたような社会現象を引き起こすほどに、大衆の熱烈な支持を博しながら、一躍大衆娯楽のチャンピオンの地位を勝ち得てゆく。本稿では、この大衆の新メディアと言うべき映画に対して文部省はどのような態度をとったか、そしてその振舞は、それまでの文部行政の伝統的基調にどのような影響を与えたのかを検討しながら、併せて〈取締〉・〈統制〉・〈管理〉・〈育成〉・〈助長〉・〈指導〉などの教育行政運営の基本的カテゴリーの検討を行いたいと思う。

ところで映画と文部省の最初の出会いはどこに求められるべきであろうか。それを明らかにするには、やや定義的ではあるが「映画教育」ないし「映画の教育的・教化的利用」について述べる必要がある。戦前のある時期から、「映画教育」ないし「映画の教育的・教化的利用」とは、以下のような、4つの異なった局面を伴う複合的意味をもっていた。①映画、特に興行的上映方法による劇映画に対する青少年の観覧禁止措置の代替策としての「講堂映画」、②教育上、または学習上の伝達手段としての「映画学習」ないし「映画利用学習」、③社会教化における映画利用、④宣伝啓発のための映画利用、がそれである。映画教育とはこれらを包含する複合的観念であったが、以上の簡単な定義からも知られるように、戦前のある時期から、映画という表現媒体のもついくつかの特性のうち、映画教育においてしきりに問題とされたのは、もっぱら映画の伝達手段的側面であった。言い換えれば、鑑賞者とは別に何らかの形であらかじめ決定されている映画の

表現内容を前提にして、映画の強力な伝達力をもっぱら着目されたわけである。けれども、ある意味で映画メディアの本質に反した、ないしは少なくともその偏端な利用は、やがて映画教育そのものの衰退を帰結することになる。映画メディアの利用が、せまき学校教育場面、とりわけ授業場面に収斂する中で、映画メディアのもつ多様な可能性がむしろ萎縮し、そのことが漸く転換しつつあった文部行政の基調交替を著しく困難にしていくわけである。けれどもそれは本稿の結論において述べるべき事柄であって、ここでは以上の如き映画教育の定義に行き着く以前の文部行政と映画の出会いとは何であり、それはどのような特質をもっていたのかを急いで確かめておこう。

2. 映画と文部行政—排斥と育成

映画と教育界の関係は、当初、このメディアが登場した際には、教育界は全くこれを認知しようとはせず、専らこれを児童・青少年の生活から排斥しようという態度に終始したと言わなければならない。例えば、後に「映画教育運動」の立役者の一人に数えられる関野嘉雄は、映画と教育界の出会いを次のように語っている。「映画誕生の由来とその初期に於ける役割とを想起する時、教育者の全面的排撃を蒙ることによって、積極的な教育界との交渉を映画が始めてもちえた、この事実はあまりにも皮肉なものだった。実に映画教育運動の出発点は児童生徒からの映画隔離運動だったのである。」⁽¹⁾

こうした態度を表すものとして、1917（大正6）年2月、文部・内務両省並びに警視庁に提出された帝国教育会の「活動写真取締建議」がある。同建議は、当時の映画に対する「世論の動向をここに集約して見ることが出来る」⁽²⁾のものであって、また後の「映画教育運動」の「方向を確定せるもの」⁽³⁾ともいわれ、当時のいわば「良識的意見」の見本と言うべきものである。次のように述べる。まず、「いかなる活動写真館に於いても16歳未満のものをして夜間は入場せしめざること」（第8項）とする点において、教育界、ひいては当時の世論一般の映画排斥の態度がよく現れていると同時に、第2に、「活動写真取締に関しては、関係官庁、特に教育官庁と警察官庁との間の連絡を尚一層親密にし、一定の方針に依りて取締を厳重にすること」（第1項）が必要であると指摘し、次いで、「関係官庁に於て特に児童生徒等に適する教育的活動写真の興行及び之に必要なフィルムの製造を保護奨励すること」（第7項）が肝要な旨、提案している。注目すべき点は、普通、映画排斥論として知られるこの建議が、特に後の2項目がそうであるように、単純な排斥論とは異なって、いったん国民生活に深く定着してしまった映画を、単純な観覧禁止措置によって排斥するのは既に時期を失したと判断した上で、映画の統制には一方で映画検閲の強化・統一というハードな規制が必要であると認識すると同時に、併せて映画の「保護奨励」措置が欠かせないと提唱している点である⁽⁴⁾。この提案に見られる映画のハードな規制の側面は、その後、まず1917（大正6）年7月に、映画文化の中心地であった東京市を対象とした「活動写真興行取締規則」（警視庁令第12号）を皮切りに、人口輻輳の都府県・市に同種の規制が広がり、1925（大正15）年5月には、全国的規制を狙った「活動写真『フィルム』検閲規則」（内務省令第10号）の成立をもって、映画の法的規制の体系化がほぼ整備されていく。

これに対して、映画や幻灯といった新メディアと文部行政の出会いはいさしく微妙で、教育界が映画排斥を基調としていたのに比べて、むしろ当初から学校教育及び社会教化という極めて限られた局面においてかつ消極的態度においてはあがあるが、これを利用し「育成」しようとする態度を基調としていたといつてよい。すなわち、映画の「保護奨励」措置の方は、上記の提案以前の

文部行政において、若干の沿革を有するのである。すなわち、1911（明治44）年、「通俗教育調査委員会幻灯映画及活動写真『フィルム』審査規程」（10月10日、文部省告示第238号）、及び1913（大正2）年「幻灯映画及活動写真『フィルム』認定規程」（7月26日、文部省令第23号）の2つの法令に基づく「通俗教育ノ趣旨ニ適ス」る（審査規程第1条及び認定規程第1条）映画の「認定」制度がそれである。さらにこの種の保護奨励策は、やや下って1920（大正9）年9月からは、「教育的、娯乐的、芸術的ニ善良ナリト認タル『フィルム』ヲ世ニ推薦スルコトヲナセリ」（『日本帝国文部省第48年報』326ページ）という形で、映画推薦制度として展開していく。ここにいう「認定」ないし「推薦」が如何なる意味で映画の実体的「保護奨励」措置たりえたかは論議の余地がありえようけれども、両規程並びに推薦制度の双方とも、前掲『48年報』は、これらの事業の趣旨あるところをひとまず、「一般国民ニ対シ健全ナル娯楽ヲ提供スルハ社会教育上亦甚タ重要ナル事云々」と記している⁽⁵⁾。この記述を見る限り、当時はまだ、映画を独自の表現形式をもつ（思想・言論の）表現媒体とみなした上で、「思想取締りと形影あい伴つ」⁽⁶⁾た思想善導の対象とみなしていないことは明確である。しかれば、映画は単なる「娯楽」の手段として、従って「娯楽の健全化」の対象としてのみ捉えられていたかということ、事態はしかく単純ではないように思われる。すなわち、先に文部行政と映画メディアの出会いが、当初から教化の意味を帯びたその「育成」にあったと述べたことに関連するのだが、一連の「保護奨励」措置の出発点とみなされる1911（明治44）年の「審査規程」の導入とその運用に当たった通俗教育調査委員会の成立過程自体が、極めて興味ある事実を物語っているからである。

映画と文部行政の出会いに関して、有力な先行研究のほとんどは、先の「審査規程」をもって、映画教育運動の、したがって文部行政領域への映画の接触の第一歩とみなしている（例えば、文部省『本邦映画教育の発達』1938年、稲田達雄『映画教育運動30年』1962年など）が、いささか唐突の感なしとしないのは筆者のみではないであろう。ある時点で、突如映画（当時は幻灯画）の教化的価値が発見され、それに伴ってこれまた突然に映画教育運動が起こったのではない。通俗教育調査委員会がかかる規程をもって映画及び映画教育の振興に乗り出した背景には、既に遅くとも森有礼文政期、すなわち明治20年代前半の就学督促（奨励）事業における映画（幻灯画）の利用から始まって、日露戦争後の通俗教育播種期の映画の積極的活用という行政経験の裏づけがあったとしなければならない。いまこの点に関して、詳しくは国立教育研究所『日本近代教育百年史』第7巻（社会教育(1)）、特に第2章第2節乃至6節の優れた記述を直接参看願うこととして、行論上必要な要点をかい摘まんで述べるならば、映画（幻灯画）が未だ義務的皆就学に理解を示さない人民（森文政開始直後の1887（明治20）年には、それまで50パーセントに達していた就学率が、一時的に下降ないし低迷することに注意したい）を就学に向けて「説諭」する就学督促行政の“武器”として、言い換えれば、映画が最初から、頑迷な人民を教化する実物教育の手段として文部行政に採用されたことを知るのである。しかもその際、刮目すべきは、早くもこの行政手段としての映画が、最初には就学督促事業を、後には通俗教育一般を地方教育会に実施させるための組織的機構的ネットワークとしても機能している点である。逆にいえば、（地方）教育会等を中央文部省にむけた全国的団体として組織化し、映画を使った教化行政を直轄行政方式として実施する上で、映画メディア（正確に言えば、行政メディアとしての映画）が、その性質上大きな役割を果たしたとも言えるわけである。そこでこの間の事情を、まず映画メディアの行政手段としての側面から、次いで映画メディア導入の行政組織的意味の側面から、急ぎ足で見ておこう。

まず前者。通俗教育誕生の歴史を通覧して気がつくことは、映画も含めて、学校の保有する様々な資源そのものが、「啓蒙」の生きた素材であり、「啓蒙」へ向けた新しい知識・情報と「生活の規律化」を伝達する有力な媒体とみなされていることである。その意味で、学校は、啓蒙と進歩を具現するヴィジブルかつタンジブルな〈モノ〉であり、したがってそれは一口にいて、民衆にとってはまずもって、好奇の対象としての「観物」であったわけである。その点において民衆にとっての学校は、一面娯楽手段であり、一面教訓を得る場であった寄席・講談・芝居等とのメディアとえらぶところはない。一例のみ挙げたい。例えば、揺籃期の通俗教育において早くも「教育博覧会」・「教育品評会」等の「学校開放」の手法が多様されているのがそれである。1906（明治39）年2月の地方長官宛、普通学務局長通牒（「通俗教育奨励ニ関スル地方庁宛通牒」）は、「今回ノ戦役中各地方ニ於テ特ニ開催セラレタル通俗講談会幻灯会等ハ教育上多大ノ利益ヲ与ヘタルコト、存候処今後ニ於テモ尚此種ノ施設ヲ継続シ益々擴張普及セシムルハ通俗教育上頗ル有効ノ儀ト認メ候ニ付中等諸学校及小学校其他適当ノ場所ニ於テ右通俗講談会等ヲ開催候様御奨励相成度尚祝祭日其他ノ休業日ニ於テ学校ヲ開放シ器械標本絵画模型等ヲ公衆ノ観覧ニ供シ之カ通俗的説明ヲ与フルカ如キハ通俗教育上裨益不尠ト被存候条是亦御奨励相成候様致度依命此段及通牒候也」と指示している（前掲『日本近代教育百年史』459～460ページ。以下『百年史』という）。周知のように、1900（明治33）年の小学校令以降、学校施設は非常災害の場合を除いて原則的に使用禁止（同令第30条）となっていたから、学校と地域社会・公衆との間は閉じた関係になっていたわけで、そのことを勘案して言えば、上記通牒がこの原則に抵触してまで、啓蒙メディアの集積場たる学校それ自体を「開放」しようとする措置は、格別の意義をもっていたとしなければならない。学校開放措置及びそれと相俟った映画・幻灯画の利用は、ここまでは、「学校中心の自治民育」方策の延長上にありえた。けれども、それに対して、「大逆事件を契機に、文部省－小松原文政における通俗教育は様相を一変することになった」（『百年史』、428ページ）のである。通俗教育調査委員会の発足、従ってかの「審査規程」の誕生は、この通俗教育「一変」の産物であることにまず注意したいのである。

そこでこの「一変」した通俗教育行政との関連で、残された後者の問題、すなわち映画メディア導入の行政組織的意味について検討することが可能となる。通俗教育調査委員会の発足は、実は文部行政組織上の「一変」としても注目すべきものであった。この調査委員会の官制上の任務は、「文部大臣ノ監督ニ属シ通俗教育ニ関スル事項ヲ調査審議スル」（同委員会官制第1条（1911（明治44）年5月17日、勅令第165号））ことにある。これだけでは同委員会は、あまた存在する国の調査審議機関の一つであり、しかも定員僅か26人からなる比較的小さな機関に過ぎない。ところがこれにつき、教育界（会）はその発足前後からある種の警戒感をもって同委員会の事業を注視していた。というのも、伝えられた同委員会の「事業方針」（5月17日付『東京朝日新聞』）中には、「文部省（通俗教育委員会）を本部とし、地方教育会を地方の拠点とする、全国的な組織が構想されている」（『百年史』、491ページ及び419～421ページ）だからである。通俗教育の揺籃期を、いな明治年間全体を通じて展開されていく近代的教育事業の形成期を、教師の職能的団結の、具体的には大日本教育会（ないし後の帝国教育会）の結合・発展の側から眺めるならば、それは、圧倒的に〈官の事業〉として進展してゆく学校、とりわけ国民形成の原器としての初等教育＝小学校的の創建・施設・整備に対して、一面でそれらを「翼賛・補翼」（『大日本教育会雑誌』号外、第5回総集會記事第一篇、1888年（明治21年）9月に、「同志結合シテ我邦教育ノ普及改良及ビ上進ヲ図リ、併セテ教育上ノ施設ヲ翼賛スル」という活動目的がみえる。尚、この年から、教育

会内部に「通俗教育部門」が設置される)しつつ、他面、それらに「対抗・反発」しながら、教育社会の世論の代表者として、初等教育事業の第一線でそれを担う教員をまとめ上げ、自分たちの社会的地位を高め、プロフェッショナル・リーグとして〈団結・結集〉してゆく過程にほかならない。だから、教員の職能的結合体は最初から、文部行政に一元的に統制された受動的存在ではありえなかったし、ましてや行政上の下請け団体でもありえなかったわけである。当面問題となっている通俗教育の揺籃期についてみても、明治24~25年前後からの小学校教育費国庫補助を求める大日本教育会(及び国家教育社)・地方教育会の運動は、井上毅文相と「教育会の衝突」(『帝国教育会五十年史』1933年、56ページ)を引き起こし、1893(明治26)年のいわゆる「箱口訓令」(10月28日、文部省訓令第11号)による運動の「純粹ナル教育事項ノ範圍」(同訓令)内への制肘・封鎖、会活動の自粛と有栖川宮の会総裁辞任・閣僚を含む有力会員の脱会を見、会は「創立以来未だ嘗て遭遇せざる大打撃を被る」も、1989年の同訓令撤廃以後、運動は再燃し、一方では、児玉源太郎内務大臣(兼文部大臣)の文部省廃止論に反対しつつ(1903年7月)、他方、地方、特に町村教育事業を支える小学校教育費国庫負担制度確立を求める社会的政治的世論を背景にした運動の発展は、「政府に肉迫する」(前掲『帝国教育会五十年史』56ページ)勢いを示し、この過程での会自体の組織内実的發展(1896年、国家教育社を合併して帝国教育会と改称、会員は約4,400人に倍増—明治30年度会務報告—同前、103ページ)は、会発足以来の宿願であった教育社会の全国的結集を、さしあたり「道庁府県市教育会及府県教育会に準ずる教育会の同盟」(1918年5月、帝国連合教育会仮規則—同前184ページ)という連合形態において実現するにいたるのである。したがって、戦前期の国と地方(特に市町村)の教育財政関係の基本的骨格をなす「市町村義務教育費国庫負担法」が、時あたかも同じこの年に成立したことは決して偶然ではなかったわけである。教育社会の組織的運動の発展と教育行財制度の政治的行政的發展の関連はここにひとまず、一つのサイクルを閉じたのである。

以上の事実を念頭に置いて、行論の主題に急いで戻る。「通俗教育調査委員会規程」は、以上の一連の複雑な政治過程の出口付近に現れた現象であることが理解されるべきである。そこには、日露戦後のイデオロギー経営上の必要性(明治41(1908)年、「戊申證書」がそれを示す)や同調査委員会の生みの親である小松原英太郎文相の「個性」が色濃く滲み出ているとしても⁷⁾、全国的結集・発展の途上にあった教育社会を、通俗教育普及の下請け団体化することには、多くの反発があったことは想像に難くない。現に、通俗教育調査委員会(文部省)を「本部」とし、地方教育会をその下部機構とするという当初の構想は、同委員会の事業(当時の用語では「施設」が多用される)内容原案中にあった「通俗教育上の中央機関として広く全国に対し」(第1項)の部分、及び「地方に於ける通俗教育の施設は主として地方公共団体、教育会青年団体其他地方諸団体をして之れに当たらしむること」(第2項)という部分が、同委員会の第1回目の会合において削除され、当初の構想は早くも頓挫することになったのである。当初の事業構想に猛烈に反対した委員の一人、荒川五郎(衆議院議員)が原案を評して、「地方教育会其他を統轄する通俗教育局と云うが如きものを敷設されたる觀」と述べたのは、教育社会の反発の所在を的確に語ってあまりあるというべきである(前掲『百年史』491~492ページ)。

けれども、ここで重要なことは、行政手段としての映画ないし幻灯画という新メディアの導入によって、反対者の目には「新しいBureau(通俗教育局)の誕生」と映るほどに、〈中央—地方—学校〉の間を「統轄する」組織的機構的筋金を「敷設されたる觀」を呼び起こしていることの意味である。中央文部省から学校に至る巨大な行政機構形式に有機的な関連を与え、従来から(但

し『学制』体制期の一時期を除いて) 地方、特に府県以下の地方庁に独自の「直轄行政機構」を持たなかった文部行政の組織的機構的欠陥ないし弱点を、この新メディア導入、しかもその育成的導入によって埋めようとしたというのが、このメディア導入の行政機構上の客観的意味であると私は見ている。その理由は以下である。実現したか否かととは別に、この通俗教育調査委員会を中心とした行政組織の組み立て方は、明らかに文部省にまで一貫する「直轄行政」の一形態である。それまで、少なくとも明治地方自治制(いまここでは差し当たり明治19年小学校令以降の市町村学校管理体制を念頭に置いておく)の建前上からいって、文部行政を地方において直接実行する機関として、地方教育会、青年団、地方農会等をフォーマルに想定することは、基本的にあり得なかった。他方、例えば1890(明治23)年の改正小学校令を基準にして、町村行政の立場から文部行政を見るならば、文部行政の所管領域は主に(小)学校の教科書・教育課程・教育経営・教則等の運営管理、及び教員免許・職務・服務・懲戒等の人的管理の基準制定などに集中し、逆に、町村には物的維持管理の殆どすべてが帰属する関係になっている。普通、こうした行政事務配分ないし行政機能の分担関係のあり方から、直ちに教育管理の中央集権的特徴が語られるわけだが、いまその評価の可否はひとまず措くとして、肝心な点は、この関係構造が、少なくとも、出先機関に行政事務で命じて行わせる直轄行政方式によってもたらされたものではないという点である。しかも、町村行政の実情からすれば、国政委任事務の執行という重圧に耐えながら、なお新規の行政事務の負担に耐え難いことは明らかであり、なにより国—府県—町村の間での(小)学校事務の分担管理体制は、地方学事通則(1900(明治33)年)以降、それなりの「安定」に達していたのである。こうした直接的実行機関を欠いた「集権制」の下で、(小)学校管理の第一線機関である町村に、通俗教育事業という新規の行政事務を執行させることを期待できない事情があつてみれば、先の通俗教育調査委員会構想が、教育会・青年団等を直接的実行機関とした「直轄行政体制」を町村の(小)学校管理行政の外側に、別個に構築しようとするのはけだし当然である。加えて、この「直轄行政体制」は文字通り厳密な意味での出先機関の配置・維持を含むリジットな機構である必要はなく、この機構中を映画メディアが滞りなく還流すればよいわけである。観覧者の視聴という形で、直接、しかも広範な行政対象の末端(この場合、通俗教育の対象たる映画観覧者)にまで行政意志・目的が伝達されるという映画の特徴からして、この「直轄行政体制」はリジットな機構である必要はむしろないとさえいふべきである。何故なら、映画が、そしてメディア一般がそうであるように、メディアは伝達すべき内容そのものであるとともに、伝達の機構=媒体でもあるからである。さらにここで、映画のこうした特性に着目して、内政の要である府知事県令の身分上の監督権を掌握することによって府県行政を事実上「直轄行政」としていた官僚統治の牙城たる内務行政においても、〈内務省—報徳会〉の関係において、映画メディアの特徴であるところのリジットな機構に依らない行政意志の貫徹方法が、地方改良運動・町村教化運動の中で多用されていくという事実を併せて付け加えておきたい。

以上を要するに、文部省が映画メディア導入を機に達成しようしたのは、国と地方を通じる教育行政関係の全体を通じて——無論、国定教科書制度等のように早くから全国的規模で確立し、末端にまで貫徹する独自の直轄的統制配給機構を構築していた教育内容行政を除くという留保を付した上で——、市町村の教育行政に対して、従来から間接的にのみ関与してきた文部行政を、行政手法上も、また行政機構上も、「直轄行政」に類似した行政関係へ変更ないし拡張することであつたというべきである。そしてこの変更ないし拡張は、さまざまな不安定要素を本来的に含まざるを得ないために、それなりに確立・安定した専管領域である市町村の(小)学校教育行政におい

てこれを直ちに実施することは許されないが故に、学校教育事業を「代位」（補完）する青年・農民・婦人等を対象とした通俗教育領域においてこそまずもって実施されるべきだというひととき強い動機（衝動）が存在したであろうと、私は推測する。そして、この「直轄行政」類似の行政機構は、後年、映画国策期の1937（昭和12）年に至って、「映画教育中央会」という形で、ひとつの具体的姿をとることになる。

さて、映画メディアによって緩やかに結合される「直轄行政」類似の行政機構を円滑に運営するためには何が必要か。既に明らかなように、検閲に代表される「取締」的消極行政は、この緩やかな機構中を還流すべき行政目的＝行政内容自体の“枯渇”を意味する。されば、必要となるのは映画（幻灯画）の「取締」ではなく、その「保護・奨励」、さらには「育成」、論理的に突き詰めれば、映画自体の「生産」が必要なのである。そしてやや先取りして言えば、この映画自体の「生産」は第二次世界大戦末期に至って実現するが、それが同時に映画の国営化、すなわち映画文化そのものの崩壊と背中合わせだったことを記憶しておきたい。ところでいま、自明と思えるこの区別が重要なので、「取締」と「保護・奨励」・「育成」との区別についてもう少し敷衍しておく。「取締」は映画を検閲等の行政上の規制対象と見なすことはあっても、決して映画を何か別の行政目的を実現する手段として取り扱うのではない。検閲においては、カットされたフィルム片がスチール写真等の別の形式で出回る「危惧」を除けば（カット片の所有権上の帰属問題は法的には当然残るわけであって、この「危惧」があるため、当局はカット片の没収を法律に拠らずに、省令でその没収を行うという憲法違反を取って行っていた）、フィルムの不都合部分の削除においてすべての行政過程が完了する。そこでは、当局において「悪映画」と見なされた映画が、一般の観覧に供されないという消極的效果が、結果的に（無論、それを意図してであるけれども）生じるに過ぎない。先行研究が検閲行政のかかる性質を端的に、「検閲当局の権力行使（ハサミ）⁽⁸⁾」と表現しているのはけだし適切である。これに対して、映画の「保護・奨励」等の方は、映画それ自体を、その「優秀性」（何を基準とするかをひとまず措けば）において判定する手続き（例えば「認定」・「選定」・「推薦」等）が含まれているという意味では、映画を一つの行政対象として取り扱うという側面が存在しないのではないが、こちらの方は、そうした優秀な映画を手段として働きかけるべき言わば〈本来の行政対象〉が存在するのである。映画はその〈本来の行政対象〉である映画観覧者の（即物的に言えば）脳髓に、所期の行政効果を刻印する媒介ないし過程においては、既に行政対象ではない。だから逆に、その効果を的確に誘導できるか否かは、媒介たる映画の内容及び表現の「優秀性」に決定的に依存しており、その意味で行政目的を〈本来の行政対象〉に結びつける媒介者たる映画が、いわば「神」となるわけである。ここに、文部行政と映画の出会いが本質的に「保護・奨励」等を基調とした、いうなればソフトで「非権力」的な関与を主としたものになる必然性があったというべきである。

映画メディアの特性に関わってもう一点。映画を対象にし、また映画を手段にした行政が考慮しなければならない条件として「娯楽性」がある。換言すれば、映画は、最終的観覧者において驚きや興奮といった多分に情緒的形で表出する娯楽的要素、すなわち映画に対する観覧者の面白いと感じる「主体的反応」を欠いては成立しないのである。このことは、映画の「保護・奨励」行政が、観覧者の映画鑑賞行為そのもの（それは既にして人の内面そのものである）に分け入って、映画の見方、感じ方等々を「指導」しなければ完結しない宿命を負っているにほかならない。けれども映画行政の最終的対象である人の内面が、何らかの自発性・個性・能動性等々の「主体的要素」から成り立っている限り、また映画が本来的にそれらの要素を前提として成り立っている

る限り、そうした「主体的要素」への介入である映画行政は、それが徹底すればする程、行政そのものの存在基盤を縮小しつつける運命にあるわけである。したがって後年、映画教育運動の進め方を巡って交わされた論議の主題の一つに、上映に際しての事前事後の「映画鑑賞指導」の問題が常に横たわっており、そこでの論争点が、この介入の内容及び徹底の程度を巡るものであったことは決して偶然ではないのである。

そこで以上の映画メディアの特性を確認した上で、通俗教育調査委員会の「幻灯映画及活動写真『フィルム』審査規定」の内容を急いで検討しておく（尚ここで併せて、2年後の1913（大正2）年、行政整理によって改組された通俗教育調査委員会の後を受けた通俗教育委員会の「幻灯映画及活動写真フィルム認定規程」（7月26日。但し、こちらの方は、法令形式が“格上げ”されて、文部省令（第23号）であって、この格上げも映画行政の省内での位置づけの上昇を伺わせる）もほぼ同内容であるので、以下の検討では一体に扱う⁽⁹⁾）。全9条からなる同規程のうち、ここで重要なのは「第1条 通俗教育調査委員会ハ左ノモノニ就キ審査ヲ行ヒ通俗教育ノ趣旨ニ適スルモノニ認定ヲ與フ。一 幻灯映画 二 活動写真『フィルム』 前項ノ審査ハ其ノ説明書ト共ニ之ヲ行フ」、及び「第6条 認定済ノ映画、『フィルム』及説明には通俗教育調査委員会認定ノ文字ヲ記入スルコトヲ得」並びに「第7条 認定済ノ映画、『フィルム』及出願者ノ氏名ハ通俗教育調査委員会ニ於テ之ヲ登録シ官報ヲ以テ之ヲ公示ス」、である。規定の趣旨は明確で、一見して極めて素朴な保護育成の規定と見える。この認定制度の運用実態に関する研究蓄積は現在なお乏しいが、映画そのものの善し悪しもさることながら、審査においては第1条にいう「説明書」が「重視されている」⁽¹⁰⁾ たようである。映画がいまだ弁士（活動弁士）の説明（語り）に依存して成立していた無声映画時代のしからしむるものいうべきである。さらに制度全体を通じて、「通俗教育ノ趣旨ニ適スルモノ」を認定するという当該規定の額面上の趣旨に反して、実際の適用状況においては、「主として小学校児童の範囲に供与すべき夫等映画を認定することにのみ局限されて居り、従って其の認定の態度余りに厳格に傾き易く、其の許容さるゝ範囲極めて狹隘であって、これに依つては到底社会一般の人々の所要に応ずることを得ず、依つて映画が有する社会教育性を十分に発揮し得ざるものがあつた」⁽¹¹⁾ との権田保之助の評価を記憶しておきたい。こうした狭さ故、この認定制度とは別個に、後年、1920（大正9）年に至って、映画推薦制度が新たに発足することになる（なお、この推薦制度には根拠法令がなく、『内規的な推薦要項』によって行われた⁽¹²⁾）。映画の特性に応じた保護育成という点から言えば、出発間もない映画認定制度が取り得た措置は、極めて消極的で素朴な認定を中心としたそれであり、またそこでは映画行政の〈本来の行政対象〉である人間の内面の〈指導〉という深くかつ広い対象把握が、むしろ（小）学校ないし児童というこれまた狹隘な場面ないし対象へと踴躍される傾向が早くも看取されるのである。

小松原文相の特異な個性と結びついたところの、映画と文部行政の初期における出会いは、通俗教育調査委員会を巡る以上の顛末が示すように、確かに後年の映画育成行政の本来的筋を先取りするものであった。けれども、映画と世論、映画と教育界の関係は映画育成行政の本格的展開を一路順調に許すまでには成熟していなかったのも事実である。というのも、小松原文相の退任以降、文部行政と映画の関係は、映画育成という観点からみた場合、むしろ一時的には映画メディアを核とした行政機構の構築という点からすれば“後退”と見える局面を迎えるからである。こうして、大正年間、特に同9年以降、文部省は、映画国策期において再び映画行政に接近するまでの間、さまざまな行政施策を模索しながら、映画行政の新展開を準備するとともに、産業的規模に発展してきた映画及び映画興行と教育との橋渡し、従って映画の育成・映画教育の普及にお

いては、主として民間の映画教育団体が大きな役割を演ずることになる。そこで次に、その様子を見ておきたいと思う。

3. 映画と文部行政—取締と統制の狭間

地方団体、とりわけ町村や地方教育会等を実施上の末端機構とする一貫した映画行政機構の構築は差し当たり頓挫した。けれども、行政メディアとしての映画による一貫した行政機構への模索は大正期に入っても続けられる。同時に、世論と教育界がなお映画に対して否定的態度を取る中で、この一貫した行政機構の確立への歩みはより慎重でなければならない。しかも他方、映画に対する大衆、とりわけ年少者の熱狂もいよいよ過熱の度を増している。こうした状況の中で、映画と年少観覧者の関係に対する措置が、1917（大正6）年7月、東京府において実施されることになった。警視庁の「活動写真興行取締規則」（警視庁令第12号）である。この規則は、従来、芝居・演劇・寄席等の「観物」の一種として等しなみ規制されていた映画を映画以外のそれらと区別し、映画の特性を考慮して、映画独自の規制システムの中においてその取締を強化し、同時にそれまで上映地域の各警察署毎に区々だった検閲（いわゆる分散検閲）を、全府、すなわち警視庁に統一したものとして、さらには後年の内務省への検閲事務の全国的統一への先駆けをなすものとして知られている。同時に、この規則は、年少観覧者と映画の関係に関する公権力の最初の規制としても知られている。いわゆる「映画甲乙二種興行」制と「15歳未満児童の甲種観覧禁止」措置（第27条2項）がそれである。この規則では、映画を二種類に区別することによって、年少観覧者の保護（隔離を通じた保護）を目指したのであり、逆に年齢制限を導入した結果、15歳以上の者、すなわち概ね中学校上級生以上については、観覧制限からの「解放」を結果的に意味したのであって、その意味から、この措置がいわゆる映画教育運動の先駆と評されるわけである。ここで重要な点は、教育界や世論がそうであったように、映画「排撃」の立場はもはや取らず（取れず）、さりとて映画に接触すること自体を児童等の年少者の正常な生活の姿とみなす態度にも完全に転換しえていないことである。帝国教育会の取締建議の基調もそこにあったことは既述した。この措置も同建議の基調の警視庁的表現であったことはいうまでもない。

さてそこで、いうところの甲乙二種の映画とはどんなものか。乙種映画の検閲標準から、それを伺ってみる。乙種映画とは次の6項目に抵触せざる映画である。「①男女恋愛に関する事柄を仕組んだもの、②児童をして学業を怠り又はその心性を粗野浮薄ならしめる傾向あるもの、③学校又は教師に関する事柄を仕組み、児童教育上の障害となり又は教師の威信を傷くる虞れあるもの、④善良なる家庭の風習に著しく反する事柄を仕組んだもの、⑤悪戯を誘発せしむる虞れあるもの、⑥其他児童の智徳の発達を阻害する虞れあるもの」⁽¹³⁾がそれである。

乙種映画とは、以上の6点に抵触せざるものという内容になる。検閲標準にいくら尋ねても詮無きことで、乙種映画の具体的内容が明確にならないのは、事柄の本質上やむを得ないとしても、一見して乙種映画なるものが、「娯楽性」よりも「教化性」に著しく偏った内容を指向していることだけは確かである。そうであれば、これらの乙種映画と並映でなければ、15歳未満児童の入場を許さないとするこの措置が、ただでさえ厳しくなったフィルム検閲と相俟って客足を遠のかせる要因であることは明らかで、しかも「当時に於ける観客層は十代のものによって占められてゐたやうな状態であったから、二種制実施によって興行者の蒙った打撃は想像以上のもの」⁽¹⁴⁾があり、俗悪低俗の謗りを受けながらも、営業的に成功し始めていた「新派悲劇」全盛時代の一般映画興行界の不評・反発を買うのは当然であった。加えて、ソフトウェアたる上映すべき乙種映

画そのものの製作数が極めて少ないことが、早晚この措置が失敗することを暗示していたというべきである。けれどもこの措置は、論者によって多少のニュアンスの違いを帯びながらも、一致して映画教育運動の先駆ないし「時代が早すぎた」施設（例えば、関野嘉雄『映画教育の理論』252 ページ。稲田達雄『映画教育運動 30 年』55 ページ）と評価されているのは、それが製作面においては、「児童向き映画」、「文化映画」、「教化映画」等々の総じて「教育映画」の独自の製作を促し、また興行形態面においても、「教育的特殊興行」⁽¹⁵⁾の必要性を認知させる契機となったからに他ならない。現に、この措置は、急速に大都市を中心に、全国的規模に広がり、一時は「完全に運動が奏功した」⁽¹⁶⁾かに見えたが、わずか2年半後の、1920（大正9）年1月には廃止の憂き目をみることになる。この廃止に関して、警察・内務省方面の屈辱づけが興味深い。即ち廃止の「表面上の理由」として、次の4つを挙げている。①日本は古来家族制度で、一家団欒の内に労苦を共にする。然るに、万人向の家族的娯楽機関に対し、僅か半日の楽しみを共に出来ない。②児童が娯楽上の制限を受けたので、悪戯、「メンコ」に転向する。③甲種興行と同一内容のものを、芝居や寄席で見るから、取締の統一がとれない。④甲種興行館に年齢を偽って入場する。他人の戸籍謄本を懐中して入場した例がある。入場後、故意に警察官に発見される様に仕向け、入場料の払戻しを受け、発見迄無料で見てしまう⁽¹⁷⁾。けれどもこれらは一種の「屁理屈」であって、廃止の大きな原因が、映画興行界の先述のような不評・反発にあったことは明らかである。

いずれにしても、この甲乙二種興行制を境に、映画と行政の関係は大きく変化する⁽¹⁸⁾。ここで、二種興行制の廃止を見越してか、文部省のそれに代わる対応措置はいつになく素早くかつ多面的である。その一つとしてまず、1920（大正9）年11月から実施された「映画推薦」制度が挙げられるべきである。ここにおいて〈隔離〉を基調とした伝統的映画観覧政策が転換する。「学校生徒の活動写真観覧は到底絶対に禁止し得ない」⁽¹⁹⁾のものであるとの認識がそれである。この転換には、既に1917（大正6）年1月から着手されていた「児童生徒と活動写真興行との関係に関する調査」、同20年1月の「全国に於ける活動写真状況調査」等の一連の地道な実態調査が与かって力があつたことは言うまでもない。

そこでこの推薦制度につき、急ぎ検討を加える。前述のようにこの制度には法令の裏付けがないのであるが、この制度の狙いを、第一回目の推薦映画発表の際（翌21年2月）に示された「趣旨」は次ぎのように述べている。

「民衆娯楽を純化し国民の趣味を向上し其の慰安の途を全からしむるは社会教育上最も重要な事項の一つたることは今更言ふ迄もない。……（中略）……されば、映画改善及利用に関する機運を促進するの一助として之を民衆娯楽の本質から見て或は娯乐的に或は芸術的に相当の価値があり且大体に於て差支へないと認めた映画を調査し之を本省に於て社会一般に推薦することとした次第である。」⁽²⁰⁾

この「趣旨」ではやや一般的で要領を得ないが、ポイントは推薦の名宛人を「社会一般」としている点である。前述の「認定」制度が（小）学校を念頭に置いた「教育映画の保護奨励」の制度であったことと対比して、推薦においては、「『善良フィルム』の推薦」⁽²¹⁾を通じて、「一般映画乃至映画興行を改善浄化して健全なる娯楽機関たらしむることと、教育上適切な映画を進んで教育教化上に利用して（興行映画館そのものを一西本）最も有力なる教育機関たらしむることの両面相俟つ」⁽²²⁾た目的をもって実施に踏み出したところに、該制度の意気込みを理解したく思う。ところでこの推薦制度の狙った現実的効果は何かというと、これまた上記の「趣旨」には鮮明でないが、映画に対する一種の〈種別化〉、従って、種別化に応じた観覧態度の誘導ないし指導に

あったというべきであろう。具体的には、映画（勿論、検閲済みのそれ）を「成人向」、「青年向」、「児童向」という年齢別の3種類に区別し、それぞれにつき、「娯乐的」、「教育的」、「鑑賞的」という内容上の種別を「指定」（『本邦映画教育の発達』。15ページ）することによって、観覧者・利用者（ひいては制作者）に、観覧の可否を判断する指針を与える方法が採られた。そこでこの推薦制度の狙い、従って映画の〈種別化〉の実質はどこにあったとすべきか。「成人向」・「青年向」・「児童向」という年齢別の種別化が、結果的に年齢別の観覧誘導、従って観覧制限を惹起したであろうことは想像に難くないが、これは制度の趣旨から言えばあくまで付随的效果であって、制度の実質的狙いは、この段階では内容上価値ある映画（価値あると公権力が見なした映画）の文字どおりの推薦・紹介にあったと理解したい。この段階では、映画はようやく教育上ないし娯楽上の「指導」対象として登場したばかりで、これらに対する「教化的利用」はいまだ政策的日程に上っていない。例えば、この制度に関する次のような文部省の映画行政官の評価がそれである。「しかし乍ら認定推薦等の審査は、『単に優秀なる映画を推薦し之を一般に紹介するというふのみではなく、之らの映画を通じて所謂教化映画の陥らんとする弊即ち教化の目的にのみ急ならんとする傾向に就いて斯種映画の製作者並利用者の反省考慮に資せん』（文部省推薦映画目録凡例）とする指導者的意図も持っておりるのである。」⁽²³⁾

後年すぐに始まる映画行政においては、映画の教化的・宣伝的利用の「弊即ち教化の目的にのみ急ならんとする傾向」が支配的であって、その地点から見れば、大正末の推薦制度は隔世の感を抱かせるし、その趣旨もまた新鮮に感じられるのである。ところで、何故、ここでは映画即ち教化手段という短絡的発想に立たず、製作者・観覧者等の「反省考慮」を求めるといいうわば“手の込んだ”方法を採用したのだろうか。こうした“手の込んだ”やり方は、またどのような意味で取締ではなく、積極的「統制」たり得るのであろうか。この方法においては、製作者や親や保護者を含む観覧者の映画に対する自発的態度を前提としているのが特徴である。やかましく言えば、ここには悪映画に対して観覧者等を対峙させ、そのことによって観覧者等に自分と悪映画の関係を抜き差しならぬものにし、その関係の中で、そうした悪映画を見ようとする自分を自分として認識させ、見た場合に起こり得る〈害悪〉の責任を負わなくてはならない自己に注意を向け、自己に配慮させ、見るか見ないかの決断を主体として最終的に判断させ、そうした決断をないうる主体そこが、望ましい（と公権力が考えた）映画観覧秩序に従属するという「主体は服従するから主体である」とい逆説的關係が見いだせるわけである。この意味で、映画観覧者等の「主体性」を重視するという方法自体が、望ましい映画への統制・誘導を喚起するわけである。

さらにもう一つ、この制度の運用場面に触れておく。推薦は、「認定」とは異なって、申請者（制作者又は販売者）の申請をまって推薦を行うのではなく、「特定の専門委員をあげ、その専門委員は浅草六区その他の活動写真館へ出かけて行き、興行されている映画の中から推薦すべき映画を選んだのである。」⁽²⁴⁾ この点もこの制度の意気込みの大きさを物語るものである。この場合、推薦に当たる専門委員とは、同年4月に設置された「社会教育調査委員会」のメンバーの内、橘高廣（警視庁検閲係長）、星野辰男（文部省嘱託）、菅原教造（お茶の水高師教授）、権田保之助（大原社会問題研究所所員）の4人である。委員の一人で、後に、権田とともに教育映画文化の育成者として記憶される星野の回想を聞いてみよう。

「推薦といっても、こちらから一々活動小屋へ出かけて行って見るのだから大へんだった。4カ月か6カ月に一ぺん位づつ推薦題名を発表し、5回に100本程度選出したと思う。そのうち文部省内に審査室を設けて、そこで審査するようになったが、それからまもなく乗杉課長（乗杉嘉寿

社会教育課長－西本）が転出（松江高等学校に転出か？－西本）されたので、自然に沙汰止みになった。」⁽²⁵⁾

興味深い事実が語られていると言うべきである。文部省では、すでに1919(大正8)年6月(11日)、「文部省分課規程」を改正し、普通学務局に第4課を設置したが、この新設の第4課こそ、行政上、初めて映画を専門的に扱う組織、すなわち「社会教育ニ関スル主務課」の「特設」(1920年(大正9)5月6日、地方長官宛、普通学務局長通牒「社会教育主任吏員特設方」(発学160号)⁽²⁶⁾)であって、乗杉は社会教育専任担当官としてその初代課長を勤めた人物である。乗杉のような先駆者を擁して、映画育成行政及び映画教育が初めて教育行政上の軌道を走り始めた様子がここに伺えるのである。重要なことは、東京市内の、しかもそのごく一部に過ぎない浅草地区における映画と行政の出会いではあるけれども、これらの試みは、行政メディアとしての映画を行政対象として〈取り込み〉、〈取り扱う〉ための様々な経験－「製作」、「興行形態」、「施設・設備」、「映写技術」、「利用状況・効果」等々に関する－を、差し当たり中央文部省にもたらしたであろうことである。

積極的かつ素早い対応の二つめは、映画関係業者の指導、それらとの懇談・協議等である。特に「活弁」と称された映画説明者に対する指導・懇談が興味深い。これは映画がメディアとして自立しておらず、「常設館即ち民衆大学の先生」⁽²⁷⁾も称された「活動弁士」すなわち、映画説明者の〈語り〉に依存して成り立っていた無声映画時代の名残ともいえるが、映画の改善・育成には多くの映画関連「技術者」たちも行政上の対象に入ってきたわけである。この局面を簡単に紹介しておく。1920(大正9)年10月16日、文部省主催で「活動写真当業者協議会」が開催される。詳細を省けば、そこで協議になっている主題は以下のようなものである。「①活動写真と児童生徒とを有益に接近せしむる方法、②推薦映画リストの編成、発表、利用等、③推薦映画の選定、貸与、頒布等、④推薦映画に依るマチネー開催、⑤弁士講習会開催、⑥推薦マークの賦与、認定の効果等、の製作を除く全局面につき協議。」⁽²⁸⁾

さらに、同年12月10日には「活動写真説明者協議会」が開催され、「活動写真説明者の教養に関し特に必要と認むべき事項に就き協議」⁽²⁹⁾(『本邦映画教育の発達』54ページ)している。同種の講習会・協議会は、なおしばらく盛んで、翌年5月(30日から6月4日まで)、開催された「活動写真各社連合従業員講習会」(上野都座)の閉会后、参加した各社の説明者は「満場一致を以て『大日本説明者協会』設立を議決」し、乗杉課長を先頭に講習会講師を勤めた社会教育調査委員の4人を含め、関係者を名誉顧問に戴き、種々の事業を企画したという⁽³⁰⁾。

積極的対応の三つめは、1921(大正10)年の文部省主催「活動写真展覧会」(11月20日から12月10日まで、東京お茶の水教育博物館で開催)である。3週間の開催期間中は、「東京市が博物館前に臨時の電車停留場を設けた程」、「開場以来連日の大入りの盛況だった」と伝えられる⁽³¹⁾。閉会間際の12月8日には、その秋、摂政官になったばかりの皇太子裕仁が観覧に訪れたことによって、映画は完全に社会的認知を受けたことを意味するであろう⁽³²⁾。展覧会の波及効果はそれのみに止まらない。一つには、この展覧会を機縁に、映画関連業界(活動写真業者大会、映画説明者協会、映画雑誌協会など)が横の連絡組織を結成し始めたこと、二つに、朝日新聞社内に「映画研究会」が作られるなど映画文化の向上を目指す機運が高まり、その一環として翌年1月、学校教育場面を念頭においた最初の「組織的な教材映画上映機関」⁽³³⁾である「学校映画協会」⁽³⁴⁾が、大阪に設立されたことである(同協会は発足間もない同年5月、文部省後援の活動写真展覧会を大阪心斎橋大丸デパートに招致している)。

四つめに指摘すべきは、文部省自身による映画の製作及び頒布への着手である。文部省は、1923（大正12）年度の社会教育奨励費中に、初めて映画製作費を計上する。その後、省内に自前の撮影・現像・映写施設を設置している（1927（昭和2）年9月）。製作した映画は、社会教育用のそれで、1923（大正12）年9月の関東大震災の実況記録映画（「関東大震災大火実況」5巻）がその第一号である。社会教育奨励費中、映画製作にどれくらい振り向けられたかははっきりしないが、「大体10万円内外のものであった」⁽³⁵⁾といわれる。予算処理の仕方も、営利産業としての映画製作のやり方を反映してか、出来上がった映画を有料頒布し、可能な限り製作費を回収し、国庫に戻すという「収入支弁」の方法が採られたという⁽³⁶⁾。

他方の（有料）頒布に関わっては、二つばかり指摘しておきたい。頒布には、社会教育用のフィルム頒布と「皇室ニ関スル活動写真『フィルム』」の2通りがあり、取り扱いがやや異なる。まず、法令の形式について。前者には頒布に関する規定がなく、「文部省製作活動写真頒布要項」を定めたとの記事が見える⁽³⁷⁾のみであるのに対して、後者は、告示の形式（「皇室ニ関スル活動写真『フィルム』頒布ニ関スル件」大正12年8月24日、文部省告示第429号）でもって頒布に関する必要事項を定めている。もう一つ、規定内容について。後者の取り扱いが著しく厳格である。すなわち、今、関東大震災の実写フィルム頒布の際の「要項」⁽³⁸⁾を前者の例として、これを後者の告示と比較してみるに、フィルムの名称、頒布価格、頒布対象（官衙、学校、図書館、博物館、公共団体、公益団体、新聞社、通信社及び雑誌社の9つ）、頒布代金の納入手続については、両者同一であるが、頒布後のフィルムの取り扱いにおいて、前者では、「複製又ハ改竄」、「営利ノ目的ヲ以テ使用スルコト」が禁止（頒布条件）となっているのに対して、後者では、それらの禁止事項（頒布条件）に加えて、先の9つの頒布対象以外への「売買、貸借、其ノ他ノ処分ヲナスコトヲ得ス」（第5条3項）という禁止事項、及び「『フィルム』ハ大切ニ保管シ紛失、滅失又ハ盗難ニ罹リタル場合ハ直ニ其ノ始末ヲ詳記シ本省ニ報告スヘシ」（同条4項）とする義務が付加され、さらに「『フィルム』ノ頒布ヲ受ケタル者第2条ノ資格（官衙以下の9つをいう—西本）ヲ失ヒ又ハ前条ノ規定（4つの禁止事項をいう—西本）ニ違反シタルトキハ直ニ『フィルム』ヲ返還セシム」権限が、文部大臣に留保されているのである（第6条）。しかも、この返還請求をなす権限は、頒布の実施過程においてより強化され、「皇室ニ関スル『フィルム』ノ頒布ヲ受ケタルモノニシテ之ニ関スル規程ニ違反シタルトキハ『フィルム』ヲ頒布セサルコトアルヘシ」として、「違反実績者」への事後的威嚇を示唆しているのである⁽³⁹⁾。

以上のような頒布の仕組みをみるに、映画、少なくとも、こと「皇室ニ関スル『フィルム』」に関しては、それが普通の「商品」として流通してはならないという頒布者側の意図が伺える。通常の商品とは、売買の終わった瞬間、したがって所有権の移転が完了した瞬間から、所有権者の「自由な処分」の対象になるが、ここではそのような仕組みになっていない。すなわち、転売等の禁止は、映画という商品の特殊性（複写によって容易にニセフィルムや改竄版が出回る）から由来する売買条件だと解釈することは可能であるが、所有権者へのいわば事後指導を意味する「報告」の方は、明らかにそうではないからである。既にしてここに、映画の取締ではなく、その保護・育成・奨励を目的に掲げた文部省の映画行政が、対象（観覧者）の厳格な規律を目指した瞬間から、換言すれば観覧者（この場合、買い手）の自発性をゼロにした瞬間から、逆にそれが映画の取締に逆転してゆく傾向を看取することができわけである。

積極的対応措置の最後として、「認定」制度の方にも変化が見られることを急いで付け加えておく。すなわち、「活動写真『フィルム』、幻灯映画及蓄音機『レコード』認定規程」（1923（大正12）

年5月4日、省令第22号)の制定がそれであって、名称から推測できるように、これによって「認定」の対象がレコードに拡大する。レコードについては、これまた映画と同様に、法令に根拠のない「推薦」が既に1920(大正9)年から実体的に開始されていたが、その認定がこの規程によって始まったことになる。これは言うまでもなく、家庭内への浸透という点において、映画以上にプライベートな性格を持つメディアであるレコードも、国家的関心の対象になったことを意味する。例えばレコード認定制度におけるこの関心につき、政策側はこう述べる。「活動写真、演劇、寄席等の多衆的公開的娯楽」に対比して、従来等閑視されていた嫌いのある「蓄音機、ラジオ等の如き家庭的娯楽も社会教育上より見て看過しえない」⁽⁴⁰⁾と。

同時に、ここで従来の規程にはなかった「認定料」について規定(第4条)し、「文部大臣ニ於テ必要ト認ムルトキハ認定料ヲ免除スル」(同条2項)場合があるのを除き、原則的にフィルム・幻灯画・レコード毎に、「認定料」を納付すべき旨が定められた(第3条乃至第4条1項)。この規定に関連しては、すぐ後で実施される映画検閲を全国的に統一化した「活動写真『フィルム』検閲規則」による検閲手数料が同一映画につき、二重に課せられるのは困るから、「文部省推薦映画は無検閲で公開を認めて呉れ」⁽⁴¹⁾との業者の訴えが存在し、この訴えは、後年、優秀娯楽映画及び文化映画の検閲手数料免除として実現する(昭和12年4月26日、同検閲規則一部改正)ことを記憶しておく。

さていずれにしても、大正末から昭和初頭にかけて、映画と行政の関係は以上のように大きく転換することになった。そこで次には、以上のような映画と行政の関係の転換に即応した行政機構の変化、とりわけ地方に足場をもった行政機構の構築を追跡しておくことが必要である。

文部行政機構の確立・新展開という角度から見て、この時期が特筆に値する時期であったことは、先述のように、既に1919(大正8)年6月(11日)、普通学務局内に社会教育を専管する第4課が「特設」されたことがそれを示している。そこで次には、中央文部省の機構整備に応じた地方での行政機構の発展の様子を一瞥し、行政手段としての映画がその発展に与えた意味を考えてみることにする。

そこでまず、普通学務局第4課の「特設」及び社会教育専任官の設置(こちらは実業学務局設置に伴う専任事務官(奏任5人)の増加の一環として、やや早く2ヶ月ばかり前に設置されている。1919(大正8)年4月24日、勅令第146号、「文部省官制」中改正)から、社会教育課の独立(1924(大正13)年12月22日、分課規定改正。同年の衆議院での「社会教育振興ニ関スル決議」を経て、社会教育局への昇格(1929(昭和4)年7月1日、勅令第217号、文部省官制中改正)へ至る一連の社会教育行政機構の拡大・強化の出発点となった「臨時教育会議」(1917(大正6)年9月20日、勅令第152号)の諮問第8号「通俗教育ニ関シ改善ヲ施スヘキモノナキカ若シ之アリトセハ其ノ要点及方法如何」(大正7年10月30日、第27総会)に対する答申(同12月24日、第28総会)をみておきたい。11項目からなる同答申のうち、4つが行政機構の強化を提言している。その提言とは、文部省内に通俗教育に関する「調査会」を引き続き設置すること(「通俗教育調査委員会」及び「文芸委員会」の双方とも、既に1913年の第二次西園寺内閣の行政整理によって、任期半ばで廃止されていた)、「通俗教育ニ関スル施設ノ計画及実施の任ニ当ル為文部省ニ主任官ヲ置クコト」、「地方団体及教育会其他ノ公益団体ノ協力ヲ促シ可成各地方ニモ通俗教育ニ関スル主任者ヲ置カシムルコト」、地方主任者を「養成スル為相当ノ施設ヲ為スコト」である。これらは、社会教育行政が、いまや国家レベルの政策問題になってきたこと、同時に、個々の団体生活や人間(個人とは言えないまでも)を対象に、それに働きかけ、誘導していくという教化的社

会教育の本性上、その対象でもあり、また実施の主体でもある地方公共団体や社会団体において、どのような組織・機構を用意するかが大きな問題になっていたことを伺わせるに十分である。勿論、組織・機構の整備問題が専ら映画の普及と振興の必要から焦眉の急になったと主張しようとするのではない。この時期の機構問題にとって、とりわけ重要課題であったのは、小学校尋常科終了者の〈継続教育—中等教育〉への要求に応えるための青年団・処女会等の活用、実業補習教育、青年訓練所の位置づけ等であって、換言すれば国民教育体系自体がその内部に醸成してきた複線型教育制度の矛盾の“克服”を社会教育によって“解決”しようという政策課題であった。映画育成行政は、こうした重大な政策課題の解決を期待されていた社会教育行政機構の有機的一角を占めていたわけである。従ってこの時期の行政機構問題は、映画行政をどのように進めるのみならず、以上のような国家的重要性を帯びていたことに注意したいのである⁽⁴²⁾。

そこで問題の地方における主任者の設置状況をみると、府県学務課内に「専ら社会教育ニ関スル事務ヲ担当セシムル主任吏員」の特設方を指示した普通学務局長通牒（1920（大正9）年5月6日）以降、急速にこの方面での整備が進む。1921（大正10）年の時点で、地方、特に府県における社会教育専任吏員の設置等の様子を社会教育課のまとめによって見れば次のようである。

「府県に社会教育事務専任吏員を大正9年度に於て設置したるもの25府県、大正10年度に設置確定せるもの12県、残る10県に就ては目下照会中であるが殆ど全部設置さる見込で其の待遇も年俸2,000円内外である。都市に社会教育担当吏員を既に設置し居る所は石川県10郡、熊本県6郡、群馬県8郡、福井県1市2郡、宮城県2郡、奈良県1郡、新潟県1郡、高知県1郡、大分県1郡、愛知県1市等であるが、大正10年度に於ては各府県とも多数新設せらるる模様である。」⁽⁴³⁾

府県の大部分、主要な郡・市に陸続、専任主任者が設置されていく様子が伺えるのであるが、反面、地方からは種々の「要望」が出され、また待遇の低さも目を引く。例えば、今挙げたまとめが掲載されている「全国社会教育の趨勢」と題した資料には、同時に各地方からの要望も多数掲げられ、その中には、専任者の職制（官制）上の位置づけの不安を示すもの（新潟、福井、青森、北海道、大分、岩手、沖縄、栃木の各道府県）、養成機関の設置を望むもの（奈良、福井、青森）、府県庁内での所属組織の不定を悩むもの（岩手、福島）、関連する事務との競合を指摘するもの（岩手）、文部省所管事務と他省所管事務の競合重複・連絡不統一を指摘するもの（岩手、高知、北海道）が見られ、社会教育行政の第一線を担う専任吏員の職務内容の中心部分及び府県庁組織中におけるその位置づけが未だ確定されていない様子が伝わってくる。さらに、待遇面でいえば、2,000円内外の年俸（この額は、先述の普通学務局長通牒において、これまで人件費に充てることが許されていなかった教育資金—正確には、教育基金特別会計法（明治32年3月22日、法律第80号）に規定する資金—を、社会教育専任者一名の人件費に限って、その支弁を許す旨の省議決定を踏まえて、文部省が適切とみなした支給額のガイドラインである）が支給されているとするのは過大評価であって、わずか4カ月後の同様の調査によれば、埼玉県の3,000円を最高、744円の福井県を最低に、軒並み2,000円を下回るところに待遇が固定しているのが現状であった⁽⁴⁴⁾。

いずれにしても、ここで注意したく思うのは、社会教育行政機構が、明治19年以降確立してくる（小）学校管理を中心課題とした府県・郡による町村への監督体制という、それなりに安定化した行政機構の他に、それと「独立」⁽⁴⁵⁾して、細く弱いながらも国・文部省にまで一貫する行政機構が曲がりなりにも構築され出したことである。しかも、新設間もない社会教育行政機構が、この機構を拡大・強化していく衝動を最初から孕んでいたことに注目したく思う。元来、一般に、

取締を中心とした権力的規制行政に比べ、「指導・助言・奨励・育成・保護」等の非権力的行政においては、行政機構中を還流する内容が、圧倒的に人的・財的なサービスや給付が中心となるが故に、その機構も拡大化の衝動をもつと指摘されるが、ここでもその傾向が濃厚である。例えば、次のような、内務省社会局に比肩する社会教育行政機構の強化・拡大、すなわち社会教育局への昇格を早くも待望する論調がそれである。

「方今我が国は前古未曾有の重大な時期に際会して居る。即ち都市では工業労働や住宅の諸問題が紛起し、農村では地主对小作の紛争や農村振興の諸問題が勃発し、更に都鄙の別なく速やかに其の対策を講ぜねばならぬ問題としては、物価の調節や民風の改善や、思想の善導等の如き極めて重要な事項がある。そこで之に対する社会政策の調査研究並に之が施設の中心機関として、政府に新に社会局を設けらるるは、洵に喫緊の要務であることは今更論ずるまでもないのである。……（中略）……凡そ如何なる社会事業も、其の始は殆ど凡てが単なる慈善救済事業で、其の多くは私人又は其の団体の経営する所であつたが、次いで国家的公共的の経営に移り又消極的救済策から積極的保護政策に進歩し、更に三転して其の根本的基礎的救済たる所の社会教育的救済に進歩するものである。即ち現代に於ける一大社会的疾患ともいふべき貧困に対する社会事業に就て見んか、救貧事業先ず起り更に其の根本に溯り防貧の必要を痛感し、更に一般的防貧事業から、積極的教育的防貧事業に進化してきた。現に英米独等に於て努力せらるる貧困不就学児童の就学保護、学校給食及び保育学校の設立等の如きはこれが好適例である。……（中略）……今我が社会教育に就ても、この喫緊な社会教育を統一して、研究調査し、指導奨励する所の有力なる中央機関がないことは、我が社会教育発展の爲に甚だ遺憾とせざるを得ない。故に此際速に此の時運に応ずる爲社会教育局を新設し、我邦社会教育の発展に資することは最も必要なことと信ずるのである。」⁽⁴⁶⁾

こうして曲がりなりにも構築された国一地方を通じた社会教育行政の機構の中を、どのような行政内容が還流していくべきかが問題となる。その第一着手が、社会教育全般に関する「第2回社会教育講習会」（1920（大正9）年6月14日から26日まで。ちなみに第1回は、同年1月に生活改善を主題に開催されている）の実施である。同講習会を含めてこの時期の講習会・協議会等の特徴は、国・文部省側から講演・訓話等の形で施設方針を伝達・徹底していく面と、諮問・答申・協議題の設定という形で、当該行政領域での政策や施設の方針・内容に関していわば「現場」側からの経験や要望を吸収しながら行政運営に当たるという両面がみられることである。

映画の育成・利用及び映画教育の振興もこれらの新機構中を還流する重要な行政内容であって、現に、以後頻繁に開かれる各種の講習会・協議会等においては、必ず映画問題が取り上げられている。けれども、映画の育成・振興が、こうした正規の行政機構ルートのみによっては十分達成できないことは明らかである。すなわち、映画教育の対象である子ども・青年の数から言っても、府県にただ数名の専任者を配置しただけでは、その末端までの実施は到底不可能であるとしなければならない。同時に、先述のような威勢のよい論調通りに、簡単に行政機構の拡大が成功するわけでもない。いなむしろ、一元的で中央集権的な社会教育行政の拡大・構築は、行政対象たる観覧者の自発性や地方の創意をそぎ落とすことになるから、内容上からいっても、行政運営の効率からいっても中央・文部省から一元的に流出するような行政内容は却って「得策」でないわけである。したがって、こと、映画に限って言えば、映画メディアの製作・頒布・流通・上映等は、既に商品市場的流通の論理に従って、産業的規模に達していた「教育メディア産業」たる教育映画業界を活用するに如くはないのである。ここに、映画を扱う社会教育行政機構の特徴の

一つとして、教育メディアの開発・普及等に与かる様々な団体を行政機構の周辺に配置するという顕著な特徴が見られることになるわけである。そこで本来の行政機構の周辺に配置された行政機構補完的な団体としてはどのようなものがあり、それらはどのような役割を果たしたか、この点を急ぎ検討してみることが必要なのである。

映画の育成や映画教育の普及が、純然たる営利事業と言い得るかは議論の別れるところであろうが、映画の産業的發展とは、換言すればそれが営利事業として成り立つことを意味するに他ならない。文部・内務両省などの映画関係官庁や各種教化団体を別にすれば、映画の育成・普及・教育的映画の製作などの映画教育事業に、民間の団体が参入してくるのは、その意味から自然の流れであったといえる。事実、映画教育の普及に早くから手を染めたのは一連の民間団体ないし会社であった。特に、大阪毎日と東京日々（東京日々）の両新聞社は、いち早くこれに着手し、1928（昭和3）年には、「全日本映画教育研究会」と称する団体を結成し、教育的映画の作製、学校巡回の形式による映画の普及、映画観覧の指導、フィルム・ライブラリーの整備などの事業を行っていく。以下では、この団体を中心に検討していくことにするが、やや先走って一言すれば、行政機構の構築という観点から、こうした民間団体の事業展開を一瞥しておかなければならないのは、これらの行政機構補完的な団体がある時期まで、社会教育行政の正規の機構の周辺に蟄集しつつ、その機能を代位していくが、間もなく1933（昭和8）年以降の「映画国策」期に入ると、こうした民間主導の事業体による映画普及事業は、次第に行政的映画統制方式である「団体統制」方式を採用するようになり、ついには半ないし準行政機関である「日本映画教育中央会」と合体（「財団法人大日本映画教育会」の成立。1943（昭和18）年1月）を遂げるに至り、その機能も行政外郭団体のそれとして同財団に吸収されることとなったのである。けれども、こうして行政機構中に映画教育事業を包摂することによって、かえって行政機構自体が硬直化するとともに、映画行政自体が、完全な映画の国家統制（取締）に到達することによって、「優良映画」の大量制作という映画の育成・振興という行政目的そのものが、不活性化してしまう。それは確かに「映画育成行政の完成」の一形態と言うべきものであったが、それは同時に「映画育成行政の崩壊」に他ならなかったのである。

一般興行館における劇映画を中心とした映画上映に対して、「児童映画デー」、「講堂映画会」、「会堂映画会」、「学校巡回映画会」などと呼ばれた「教育的特殊興行」形態が識別されてくるのは1920（大正9）年以降である。映画業界ないし教育映画関連業者の中から、この特殊興行形態に着目するものが現れてきたのは、先述の甲乙二種制の廃止によっても全体として興行上、年少観覧者数が回復しない（ちなみに、この時期の年少観覧者の規模はおおよそ次のように推定されている。すなわち二種制廃止後の大正14年中の警視庁管轄下の有料映画興行場への15才未満の年少者観覧数は全観覧者数2,310万人の約3割、702万人であるところから、同年中の全国の観覧者総数1億5,000万人の内、年少者のそれは5,000万人と推計され、さらに、この推定数字は、「いくぶん大きすぎるかもしれない」と注意した上で、それと比較するための数字として、昭和3年、8年、12年における年少観覧者数と全観覧者に占めるその比率をそれぞれ、3,500万人（35.1%）、4,000万人（22.6%）、4,300万人（17.5%）と推定している。これによる限り、興行映画観覧者に占める年少者数は絶対数の上では大正年間の水準を回復せず、また比率の上では明確に減少の趨勢にあったことが分かる⁽⁴⁷⁾）という興行者側にとっての営業上の「危機」が存在したとに加えて、教育界に映画観覧そのものへの反対論がなお根強いからであった。こうした中で、大正末から昭和に入ると、特殊興行は、一方で富山市や東京市のような地方公共団体における「児

童映画デー」や「会堂映画会」という形で拡大・定着しながら、他方、学校を念頭に置いた「講堂映画会」形態の開拓には、「全日本映画教育研究会」及び「学校巡回映画連盟」が大きな力を発揮したのである。そこでこれら表裏一体の関係にあった2団体につき簡単に触れる。

大阪毎日とその支社たる東京日々新聞社は、既に1908(明治41)年9月(9,000号発行記念)、1911(同44)年6月(10,000号発行記念)に、それぞれ「活動写真班」を設置していたが、それを基礎に、1927(昭和2)年7月、「大毎フィルム・ライブラリー」を開設する。学校、官庁、公共団体、軍隊等が「無料公開」の映画上映会を行う場合、両社に蓄積されていた膨大な実写フィルムを低料金で貸し出すというのが開設の趣旨である。更に、同年11月14日、大阪毎日新聞社では、京阪神の官公庁・小中学校の関係者を招き、映画教育の普及・発達を期して、「関西活映教育研究会」を結成し、29日には、早速「第一回映画教育鑑賞会」を開催する。いわゆる「映画教育運動」は、関西地方から発生したわけである(ちなみに、1925(大正14)年10月現在での、映写機の所有状況を文部省社会教育局調べでみると、総台数2,713台のうち、興行方面と非興行方面とはそれぞれが約半数づつを所有し、後者の台数1,385台の内訳をみると、官庁・学校・図書館・博物館・公共団体・公益団体・新聞社・雑誌社・法人・個人を通じて、地域的には大阪府が一番多く、全体の15パーセントに当たる192台を所有している⁽⁴⁸⁾。映写機所有台数からいっても、大阪を中心とする京阪神地方が映画教育運動の発祥の地になる基礎があったわけである)。こうして翌28年1月21日には、東京日々新聞社も合流し、ここに「全日本活映教育研究会」(1933(昭和8)年以降、「全日本映画教育研究会」と改称)が発足する。同会は、「各府県活映事務担任者、市町村および公共団体における社会教育当事者、学校職員その他活映教育関係者」を「会費年額1円」を募って組織する純然たる民間団体である(同会規約第3条)⁽⁴⁹⁾が、同会及びそれと密接な関係にある「学校巡回映画連盟」は、当初から社会教育行政機構の補完的位置を占めていた。というのは、同会そのものが、前年10月21日から1週間開かれた「この種の講習会は文部省としても最初のものであった」⁽⁵⁰⁾「全国教育映画事務担任者講習会(協議会)」における映画教育組織網確立方針の「影響を多分に受け」⁽⁵¹⁾ながら、それに対するある種の〈反発〉と逆に〈依存・同調〉を契機として発足したものであったからである。では、文部省「講習会(協議会)」のどこに〈反発〉したのか。講習会においては、講習会に引き続き開催された協議会において、「児童生徒の映画観覧に就て適当なる方法如何」、「教育映画の利用配給に関する適当なる方法如何」という2件の諮問が主催者側から提出されていたが、それに答えて、それぞれ答申・決議がなされた。特に後者の決議中には、「教育映画の購入、製作、頒布、選定、交換、貸与及び利用等を容易にし、且つ最も経済的ならしむる為め、道府県に於ける教育映画連盟又は協会を単位とする全国的教育映画連盟を組織すること」という構想が示されていた。この種の映画教育連盟の先駆としては「既に当時山形県社会教育映画連盟が成立せられてゐた」⁽⁵²⁾ことが知られているが、加えて、この決議には、全国的連盟の具体組織事業案も、「全国教育映画連盟規約案」として示されていたのである。文部省の言わば「お手盛り」⁽⁵³⁾の決議は何故、教育映画業者の反発を買い、この決議に盛られた連盟組織案は後々まで「注目をひき、問題を投げかけ」⁽⁵⁴⁾ることになったのか。それはこの連盟案が「極めて形式的に流れ、総裁以下役員の規定などが麗々しくあげられているのに対して」、「実行の意欲」⁽⁵⁵⁾が感じられないという点にあった。連盟規約案の関係規定を見てみよう。「本連盟は道府県に於ける教育映画連盟又は協会(道府県連合の地方連合を含む)をもって組織し、教育映画の利用配給等を為すを以て主たる目的とす」(第2条1項)、「本連盟は前条の目的を達する為め左の事業を行う。(1)教育映画の購入、作製、頒布、選定、交換、貸与、利用等。(2)教育映画の巡回映

写。(3)教育映画に関する情報の発刊。(4)映写機等の選定、購入、頒布並に修理の斡旋。(5)教育映画に関する研究会並に講習会の開催。(6)その他教育映画の振興上必要なる事項」(第3条)がここで問題になる。この講習会(協議会)の対象は、各都道府県、府県市教育会、市町村及び学校などの映画教育関係者(参加者は約100名)であったから、これらの行政機関や行政職員を組織の中核とした構想が提案されるのはある意味で自然の成り行きであるとはいえ、規約案第2条にいう「道府県に於ける映画教育連盟又は協会(道府県連合の地方連盟を含む)」が、映画教育振興の実行組織としてどこまで実効的に機能しうるのが事の成否の鍵であることは言うまでもない。この点が欠けているわけである。加えて、事業範囲の狭さも映画業者の反発を呼んだ一因であったことが指摘されるべきである。すなわち、第3条にいうそれは、文部省の従来からの映画教育事務の範囲内に殆ど釘付けされている。僅かに、「(2)教育映画の巡回映写」が、広範な学校現場を映画教育の対象として念頭においた構想と言えるが、これとて実現には、結局、実行組織が問題となる。従って、この構想に対して前述の如き〈反発〉が生じるのは当然で、この構想が「児童映画専門館を建てよ、などと、掛声ばかりの決議で、具体的な実現はなく、結局は映画館と提携しての児童映画デーあたりがおちであった」⁽⁶⁶⁾との評価を招くわけである。

けれども同時に注目したく思うのは、文部省の映画教育組織構想に〈反発〉した映画教育業界の実行構想には、〈反発〉ばかりではなく、逆に文部省構想を積極的に体现し、それを先取りする中身が含まれていた点である。この場合、〈反発〉は〈同調〉ないし〈依存〉と奇妙にも同居している。例えば、先述の「全日本活映教育研究会」の事業内容を結成時の規約(特に規約第4条及至5条)に即して見てみると、当面急がなければならない配給網の整備に関連しては、「全国教育活映連盟」に関すること(4条2項のロ)が掲げられ、将来における「その他改善促進に関する方面」(第5条)としては、「教育フィルム配給機関の完成を期すること」(同条ホ)、「優秀フィルムの推薦をなすこと」(同ヘ)、「巡回映写会を開催すること」(同ト)、「会員のため活映鑑賞会、各種講習会を開催すること」(同チ)などが掲げられている。これらの現在及び将来に亙る事業項目を一瞥して気がつくことは、これらの項目が挙げて、先の「文部省の協議会における決議事項を考慮して取り入れている」⁽⁶⁷⁾ことであって、これらは、文部省及び府県が映画育成のための社会教育行政機構に横並びの組織である「全国教育映画連盟」を通じて構想・追求しようとするものと軌を一つにするという点である。従ってこれらの事業項目そのものが、同団体組織が、当初から社会教育行政機構の補完的位置を占めて進んでいくであろうことを推測させるわけである。また同時に、教育映画業者側にも正規の行政機構に寄り添いながら、換言すれば行政機構補完的機能を発揮しながら、事業展開を図っていかなければならない事情もまた存在していた。それは、一言でいえば、これら業者に対する教育界の根深い“不信”である。文部省入省以来、映画教育の育成一筋に進んできた関係者の一人であり、大阪毎日入社後も「全日本映画教育研究会」の中心にいた稲田達雄は、この間の経緯を次のように回想している。

「この大会(1928年4月に岡山市で開催された帝国教育会主催の『全国教育大会』を指す—西本)に初めて出張してみて感じたことは、われわれの映画教育運動を、単に大阪毎日新聞社の一種の宣伝事業に過ぎないのではないかとみて、教育界から警戒され、敬遠される傾向が相当強くあるということで、映画教育事業のために入社して、しかもまだ日の浅い私にとっては、それは実に意外なことであった。殊に関西では、大阪毎日、大阪朝日両新聞社の勢力が大きかっただけに、教育者—就中校長級は慎重に中立的態度をとるように心がけていたようで、大阪毎日という大新聞社を背景に映画教育運動を進めることの利点も実に多かったが、その反面、殊に初期における

この教育界の警戒には、われわれも心して対処しなければならなかった。」⁽⁵⁸⁾

確かに、「全日本映画教育研究会」の結成後の活動は極めて精力的かつ実践的である。特に、同研究会とは双子というべき「学校巡回映画連盟」（最初、1928年2月に、大毎学校巡回連盟が大阪市26校、尼崎市4校の小学校を会員としてスタートし、やがて4月6日には、東京市内26校をもって東日学校巡回連盟を結成する）の活発な学校巡回方式による映画上映運動によく示されているように、二つの団体の期するものの主要な目的の一つが、これまで興行的映画上映が全く入り込んでいなかった「学校」という新たな「市場」の開拓にあったことが明らかである。実は、この二つの団体の所期するものが、新たな映画市場の開拓にあったことは、この巡回上映方式が、ひとり学校上映において実施されたのみでなく、京阪神地域の工場労働者を対象とした「工場映画連盟」（1929年1月結成）や九州地方の鉱山労働者を対象とした「北九州工場鉱山映画連盟」（同年12月）においても取り入れられていることから容易に推測できるのである。

さらに、正規の行政機構に類似した、ないしそれを補完する機能を、これらの団体が次第に担っていく様子を先回りして述べておきたい。最初、これらの団体はどちらも、個人会員または加盟の個々の学校が会員になっていたが、「全日本教育映画研究会」は発足2年目から、積極的に「地方支部」の設置に着手し、また「学校巡回映画連盟」の方は、学校単位の配給・上映方式から、やがて「団体加盟」・「団体配給」方式に転換していく（1940年以降）。ここに至って、民間主導によって推進してきた映画教育運動は、結局、映画の上映・配給を行政の正規の本来的機構にそって展開しようとした「団体統制」方式に限りなく接近することになり、民間主導の運動はここに一転、官主導のそれへと転換を遂げるわけである（「大日本映画教育会」の成立。1943（昭和18年）1月）。

先回りし過ぎたので、話しをもとに戻す。行政機構と映画メディアについては、映画教育中央会との関連で後に再び触れたい。甲乙二種制以降、すなわち「大正7、8年以来極度に沈滞していた我国映画教育運動」⁽⁵⁹⁾は、以上のような形で、大正末から昭和初期にかけて大きな転換・発展を示すことになった⁽⁶⁰⁾。ところで、ここで映画取締のほうの様子を急いで振り返っておきたい。映画教育運動が、一時期の沈滞を抜け出して漸く発展の兆しを見せはじめる1925年末、映画メディアに対するもう一方の対策である検閲を中心とした取締法制が画期的に整備されてくる。内務省による検閲の全国化がそれである（「活動写真『フィルム』検閲規則」1925（大正15）年5月26日、内務省令第10号）。この規則は国家にとって、映画メディアが、従って映画検閲が伝統的メディアである出版に対する「検閲と比肩しうるほどに重要視されるようになった」⁽⁶¹⁾ことを意味する。ここに映画育成と映画取締という映画に対する国家的施策の2大支柱が出揃ったわけである。この規則の法的側面の研究に関しては、優れた先行研究を参照願うことにして、ここでは、検閲の全国化に際して、地方毎の「分散検閲」に対する公権力側、映画業者側双方の不満（1921（大正10）年度の文部省推薦フィルム『感化院の娘』が、神奈川県警察部で検閲不許可になったり、同年10月には、大阪府警察部でも同様の処分にあったことなどがその引き金になったと指摘される）が存在したこと、及びこの規則が検閲基準（査察内規）の具体化、従って検閲当局の権限濫用防止という点からいって、先行の府県での検閲基準（例えば、警視庁の「興行場及興行取締規則」1921（大正10）年7月警視庁令第15号）に比べても大幅に後退した「恐るべき融通性」⁽⁶²⁾をもっていただことを指摘しておくに止める。

他方、文部省の映画育成も「映画教育全盛時代」幕開けにふさわしく急速な展開を示す。この展開を整理しておく。一つは、教育映画の「貸与」制度の発足がそれである。「文部省製作活動写

真『フィルム』貸与規程」（1928（昭和3）年7月6日、文部省告示第343号）に基づくこの制度は、従来、有料頒布を原則としていた文部省製作映画の頒布または宮内省所蔵の皇室フィルムの複製頒布に加え、これらのフィルム映画を比較的廉価でもって貸与することによって、映画利用の拡大・普及を狙ったわけである。規程によれば、『フィルム』の貸与ヲ受ケムトスル者は、その旨を「申請」し（第4条）、その『フィルム』ハ使用料ヲ納付シタル後之ヲ貸与ス（第6条）仕組みになっている。映画の利用拡大という制度開設の趣旨からして問題になるのは、その使用料金であるが、規程自体には金額の明示がない。使用料金は、貸与対象になった映画が「官報ヲ以テ之ヲ公示」（第2条）される際、具体的に示されることになっていた（第2条）が、金額的には概して「高い」と受け取るのが一般であった⁽⁶³⁾。さらに、転貸の禁止、保管に注意すること、複製改竄等のフィルム内容の変更禁止、滅失又は毀損した場合の報告義務が、貸与申請・使用に際しての条件となっていることに注意したい（第5条1号乃至4号）。この他には、特に条件は付けられていないが、但しここでも、「皇室ニ関スル『フィルム』」は別格で、その使用は、「公益ノ目的ノ為ニ使用スル者ニ限り之ヲ貸与ス」（第6条）と制限されている。この例外的取り扱い規定は、当時、「皇室フィルム」に対する「国民的関心が最も高く」、特に皇室行事に関してはニュース映画各社がスクープ合戦を展開するなど、「従って興行価値もあ」⁽⁶⁴⁾ ったばかりでなく、それらの「皇室フィルム」が、単なる金銭的質貸契約関係以上の「公益」的取り扱いを要するという判断によったものと言うべきであろう。

貸与制度の発足と相俟って、従来からの映画頒布制度の方にも大きな変化が現れることを急いで付け加えておかなければならない。すなわち、従来、「皇室ニ関スル『フィルム』」と並んで実施されていた、いわゆる「社会教育用フィルム」の有料頒布が、法令上の根拠をもつ制度になったのである。貸与制度と同時にこの制度も発足する。「文部省製作活動写真『フィルム』頒布規程」（1928（昭和3）年7月6日、文部省告示第342号）である。これにより、「皇室ニ関スル活動写真『フィルム』頒布ニ関スル件」（大正12年文部省告示第429号）は廃止され（附則第1項）、「皇室フィルム」頒布の方もこの規程に吸収され、頒布制度はここに一本化されることになった。規程中、指摘しておくべきは、この新制度においても、「皇室フィルム」の「頒布ヲ受ケタル者」の遵守事項が、社会教育用のそれに比べて格段に厳しいことである。社会教育用の場合、フィルムの複製改竄の禁止その他の変更禁止、譲渡した場合の譲渡人と譲受人の連署による報告義務が遵守事項となっている（第5条4乃至5項）が、皇室フィルムについては、これらの頒布条件に加えて、営利目的の使用禁止、頒布を受けることのできる者の制限（官衙、学校、図書館、博物館、公共団体、公益団体、新聞社、通信社及び雑誌社の9者）、保管上の注意義務・盗難等の場合の報告義務が加わるのである（第5条1項乃至3項）。

ところで、やや前後するが、以上の両制度の新設・展開の背景には、文部省自前の映画製作設備の整備、さらに「映画と教育との関係」に関する各種の調査事業の開始という事実があった。まず前者について。従来、文部省製作作品と言われたものは、主に東京シネマ商会等の教育映画業者に依頼製作させたものが多かったが、1927（昭和2）年（9月1日）、省内に映画製作を設備して以降、同省製作映画も飛躍的に増加する。その増加の様子を、1937年2月現在での製作数で見ると、皇室に関するもの、43種70巻を筆頭に、地理に関するもの、26種57巻、通俗科学に関するもの、22種41巻、など総数178種352巻に達している⁽⁶⁵⁾。田中純一郎『日本映画教育発達史』は、草創期の文部省映画製作の様子を、製作従事者の証言を交えて次のように伝えている。

「文部省が社会教育局庶務課（課長小尾範治）の中に、映画部を設けて、省内で複製又は撮影を

するようになったのは、1927（昭和2）年9月からで、その第一回作品は『剣岳』である。右につき当時の映画部員だった藪下泰次は語る。『私は、上野の東京美術学校（いまの芸大）写真科を卒業して、昭和2年2月に文部省に入り、東京シネマに依頼した御大葬映画の撮影に協力したり、省内での自主製作の設備をいいつかりしました。当時はまだ旧庁舎（大手町）で、木造建の中の5坪くらいの部屋に、お粗末な現像、焼付の器具を備えつけたのですが、大部分は外注をしていました。『剣岳』は、白井茂君がフリー・カメラマンとして私と共同で撮影に当り、山の権威者である冠松次郎氏が指導に立ちました。その頃文部省のカメラにはパルヴォL、アケリー、アイモがあり、昭和3年6月には、斎藤宗武君が、二人目の製作部員として入ってきました。昭和8年に虎ノ門の現在の庁舎に越してきてから、ドラム乾燥や、ベル・ハウエルの新式プリンターなどを入れました。この頃から、昭和13、4年頃までが文部省映画の盛んな時代でした。』⁽⁶⁶⁾

後者の「映画と教育に関する調査」についていえば、1927（昭和2）年4月、この種の調査として我国では初めてのものである「現行映画興行と教育との関係に関する調査」に着手している（同年5月の全国的統計調査及び10月及び12月の東京・大阪における小中学校・高等女学校の児童生徒53,783人を対象とした実態調査。その結果は、『教育映画研究資料』第1輯として、昭和3年10月に刊行されている。数字は、同輯16ページによる）。

映画教育全盛時代突入を宣言する動きの三つ目として述べておかねばならないのは、「全国教化総動員」運動の実施、とりわけその実施に当たった映画の宣伝的価値の利用である。この「精動（国民精神総動員運動のこと—西本）の前身をなした教化運動」⁽⁶⁷⁾では、映画メディアのプロパガンダ機能がいかに発揮される。この教化運動は、1. 国体観念を明徴にし、国民精神を作興し、併せて、2. 経済生活の改善を図り、国力を培養すること、を目的として展開されたが、文部省「教化動員実施概況」によれば、この2つの運動目的を徹底する方法として、「1. 本運動は朝野一致して之に当り、特に各種教育機関および教化に関係ある民間諸団体並篤志家等の活動を促すこと、1. 趣旨徹底の方法は、講演、講話、印刷物の配布、其他地方の実情に応じ、最適最良の途を択ぶべきも、簡易平明を旨とし、力めて映画を利用すること、1. 本運動は愛国的奉仕運動たるべきこと」を強調している⁽⁶⁸⁾。この実施方針に基づいて、文部・内務両省では、文部省製作にかかる3種6巻の教化映画（『日出づる国』3巻（我国の歴史を概説して国体観念を明徴にし、国民精神の作興に資するもの）、『目覚めよ国民』2巻（経済生活を改善し、国力の培養に資するもの）、『二つの世界』1巻（「あり」と「きりぎりす」との物語。勤儉力行の美風の促進に資するもの））を全国の道府県及び6大都市において上映させた。その上映規模は、同年10月から僅か2ヶ月半の短期間に、上映回数で1,065回⁽⁶⁹⁾、観覧者延べ数で216万9,311人の多数に上った」といわれ、この動員数は実に「当時の我国人口に比較すれば、人口1,000人に対し34.5の割合に当」⁽⁷⁰⁾る規模であったという。文部・内務の実施当局が今更ながら映画の教化動員力に自信を深めたであろうこと、多言を要すまい。

この上映に際して注目しておくべきは、第一にこの運動においては、頒布・貸与方式によって映画を上映させるのではなく、「無償で交付」⁽⁷¹⁾されたことである。すなわち「この映画施設は、文部省としても画期的であり、この種の事業の濫觴となったもので、地方に於ける映画利用の系統化に著しい貢献をなした」⁽⁷²⁾と評される今回の教化運動であったが、映画を利用したこの種の措置はその後にも継続され、翌年には、教育勅語頒布40周年記念に際して、「明治の輝き」（3巻）を、1934（昭和9）年2月には、公民教育資料として「良き公民として」（3巻）を、同年4月には、皇太子殿下御誕生記念として「皇国の栄え」（2巻。トーキー版）を、さらに翌年には、選挙

肅正運動の一環として「此の一票」を、それぞれ製作し、全国道府県に無償で頒布ないし貸与し、「皇国の栄え」については、その一部（8本）を、映画興行会社にも「1ヶ月半無償貸与して映画館に上映せしめ」⁽⁷³⁾ ことになる。これらにおいてはいずれも、「交付」と称する無償の頒布乃至貸与の方式と引きかえに、「強制上映」が実施されているわけである。こうした当局の優渥なる「配慮」は何を意味するというべきか。「交付」の法的・事実的性質についての原理的吟味を行うつもりはないが、少なくとも交付行為が、金銭的物的人的財乃至役務の一方的給付の側面を有することはここで指摘されてよいと思う。いま、交付された財（この場合、映画）の内容的善し悪しは度外視して、問題は交付行為の形式的意味である。ここで交付と呼ばれる行為は、法規上の根拠があるのではないから、形式からいえば、事実行為の一種で、その実体的内容は、「給付」と見て誤りなからう。したがって交付とは、「給付」を内容とした行政上の事実行為である。こうした「給付行政」は、実定法上の考え方ではないから、これをどう解釈するかが問題となってくるが、一般には、給付行政の考え方を認める者においては、こうした行政行為を、「生活配慮(Daseinsvorsorge)」のための一連の行政行為（フォルストホーフ説）、または社会構成員の利益追求を「授益的活動(gewährde Tätigkeit)」を通じて促進援助する行政行為（ウォルフ説）と捉えられている。学説の妥当性の検討がここでの目的ではない。ここで確認しておくべきは、この種の給付においては、明らかに取締を中心とした規制行政から、援助・助成・保護育成・供給・供与等を内容とする非権力的行政に行政基調が「転換」しつつあることである。けれども同時に、この転換は次に述べるように、給付された財（映画）の使用（消費）において、強制（上映）という権力の規制と密接不可分であったことを急いで付け加えておくことが必要である。

注意すべき第二は、これらの交付映画の上映を「公映」と称して、一般興行館を含めて「強制上映」させている点である。私はいま、「公映」の実態を詳らかにする材料を残念ながらもっていないが、ここに既に、後年の教化映画・文化映画の強制上映制度（映画法第15条及び同法施行規則第35条）の実体的先取りが見られることを指摘しておきたいと思う。

ところで、いましがた述べた映画行政の基調交替に関連してもう一言のべておきたいのは、「公映」＝強制上映方式が示しているように、映画行政の基調交替が、一路順調に育成・助長・援助・保護といったソフトな方向に転換したのではないという点である。すなわち、こうした映画の教化手段としての「進化」は映画国策期における国民精神総動員運動においても、引き続き活発に展開されることになるが、こうした映画の徹底した手段化は、映画の教育的利用・映画育成事業自体を次第に教化・宣伝手段としての映画の国家管理へと一面的に狭め、最終的には、映画の単なる権力的押しつけないしは強制に行き着くわけであって、これがかえって映画育成行政の多彩な発展と転換を阻む要因ともなったのである。けれどもその間の経緯を明らかにするには、いましばらくその後の映画育成行政の展開を分析することが必要である。

さて、映画国策期に入る少し前のこの時期における最後の問題として、1937（昭和12）年の「映画教育中央会」の結成において一つの結末をみる映画行政機構の構築、とりわけ官民のそれぞれにおいて追求されてきた映画配給機構の構築の様子に触れておきたい。先述において若干閑説したが、1927（昭和2）年の「全国教育映画事務担任者講習会及び協議会」の決議以降、全国的映画配給網の構築が焦眉の課題となってくる。これは、社会教育行政の固有かつ「独立」した機構形成問題とオーバーラップする問題であること、多言を要しない。結論的に言えば、正規の行政機構に即応した映画教育連盟の形成が官側の工作にもかかわらず捗々しく進まない中で、民間主導の「学校巡回映画連盟」が学校（特に小学校）単位で大規模に組織される趨勢に押されて、

映画教育中央会を構成する有機的単位としての「府県映画教育連盟」は、独自の行政機構として完結的に形成されることはできなかったのである。その意味を最後に探っておきたい。

いま、文部省『道府県、市町村及び学校に於ける映画普及状況（昭和 15 年度）』（教育映画研究資料第 19 輯，1941 年 7 月刊）によって、「映画教育中央会」結成以後の府県映画教育連盟の活動状況を概観してみるに、当該年度までに結成・活動しているものは、僅かに 11 府県にすぎない。こう述べる。「次に映画教育団体に於ける現況は、……（中略）……全国府県庁中 11 ケ団体を算し、その映画経費合計額は 56,862 円で、全国映画経費総額の僅に 7.0% を占めるに過ぎない」⁽⁷⁴⁾（14 ページ）。

中央会結成以後においても、府県単位の映画教育団体の結成は依然として少数に止まっていたのである。社会教育官の不破祐俊は、「現在（1938 年—西本）に於いて全国に、かかる団体は約 20 を越えてゐる」とやや過大に算盤を弾きながらも、しかしながらそれらが「その機能を十全に発揮し得ない現状にあるものが尠くないことは洵に遺憾である」と認識し、こうした現状に対して今後も「地方に於ける映画教育の中枢機関」たるこの種の団体の「設立を慫慂すると共に」、これらに「中央会の支部の如実き意味」を持たせるような組織構成をもった「全国的な映画教育連盟」の手によって、「整備せる全国的配給網を確立」することの急務なる所以を訴えていた⁽⁷⁵⁾。けれども、こうした文部省側の希望に反して、この種の組織は結局のところ正規の行政機構を離れては存在しえなかった。その原因を考察してみるに、一つには、この〈官製〉府県映画教育団体の組織形式上の、二つには、映画メディアの特性を踏まえた活動内容上の、両面における問題点が指摘されるべきである。全国各地に府県単位で設立されてきた各種の映画教育団体は、官庁、学校、団体等を会員とし、フィルム・ライブラリーの設置、映画や映写機の貸出、巡回映画会の実施、映画会の開催、映画の選定推薦、映画に関する調査、映画に関する機械器具の購入、修繕の斡旋等の幅広い事業を営んでいた。逆にいえば、こうした手間のかかる広範な助成・援助活動があつて初めて地方における映画の普及、したがって興行資本に拠らない映画教育の徹底が可能となるのである。まさに、先の不破社会教育官がいみじくも述べた如く、映画行政機構が「所謂良き意味の商売人の気持ち」⁽⁷⁶⁾に徹することによってのみかかる育成事業ははじめて軌道に乗るわけである。けれどもそれこそ言うは易くの類いに属することがらであつて、行政機構が商売人に徹することは不可能事であつた。そこでやや先回りして、1937（昭和 12）年 3 月に成立した「映画教育中央会」の構成を手掛かりに、その形式、内容両面の問題点を検討してみたい。まず、「本会は映画の供給を迅速かつ潤沢にし、映画教育の普及徹底を図ると共に、映画教育事業の改善向上を促し、文教の進展に資するを目的とする」（『映画教育中央会規約』第 3 条）と唱う同中央会の構成についてであるが、加入には「加入団体は毎年一口に付五十円、五口以上の金額を據出」（同会規約第 20 条）することを要し、その加入資格のある者は、『加入規程』によれば「市町村の映画教育団体を以て組織したる道府県映画教育団体」並びに「六大都市の区の映画教育団体を以て組織したる市映画教育団体」（同規程第 1 条）である。逆に言えば、区以下の単位における映画教育団体、なかんずく学校、六大都市以外の市町村は加入資格がないわけである。従つて、「行政上の段階に従つて各級団体を設立し、それを『映画教育中央会』に統合せんとする」⁽⁷⁷⁾ところに、この組織の第一の特徴があるわけである。

他方、同会『規約』によればその事業は、「1、加入団体の指導助成、2、映画の配給、3、映画、映写機等に関する紹介及び相談、4、印刷物の刊行、5、映画教育に関する調査、6、幻灯映画に関する事項、7、その他必要と認むる事項」（第 4 条）の範囲に互っているが、「その中最

も重要なものが映画配給にあることは言うまでもない。⁽⁷⁸⁾ さらに最も重要とされる業務である配給は、「定期配給及び臨時貸出の二種に分かれ、前者は加入者に限り、後者は非加入者でも利用することが出来る。定期配給は毎年二回、一回十巻宛であって、会費一口（50 円）に付七日間これを使用することが出来る」（『加入規程』第 6 条乃至 7 条）というやり方を採用している。定期配給が原則で、配給はあくまで有料の会費を徴収した上での期間限定の一時「貸与」方式をとっていたことに注意しておきたい。また、定期配給による貸出（貸与）とは別に変則として（加入者にとっては特典として）、加入者、非加入者に対する臨時貸出があった。これは、貸し出し映画数の多寡に従って、「甲乙丙の三種」（『映画貸与規程』第 2 条）のプログラムに分けられ、料金も加入者、非加入者で異なっていた。例えば、貸し出し数最多の甲プログラムでは、前者が 1 巻につき 1 日、70 銭、後者が 90 銭となっている（『貸与規程』第 3 条）。なお、同会の会長には文部大臣、副会長には社会教育局長（後の『規約』改正で、文部次官を充てる。その場合、常務理事中一名は社会教育局長を充てるとされた）をそれぞれ委嘱している。

さて以上の仕組みを見るに、加入団体である道府県・六大市映画教育団体は、一面では確かに「1. 映画の定期配給を受くること。2. 映画貸与に関し便宜を受くること。3. 印刷物の配布を受くること。4. その他映画に関し便宜を受くること」（『加入規程』第 6 条）という「特典を有す」（同条）ことになったが、他方、この程度の特典が、地方における映画事業育成上の広範な諸課題に対する十分な助成措置たりうるとは到底言えないのである。さらに、定期配給の番組編成（プログラム）や配給日程も、それぞれ「本会においてこれを定む」、「本会の定むる日程により送付す」（同 8 条乃至 9 条）となっており、利用者側の便宜を考慮したものとはおよそいいがたいのである。プログラム内容も貸し出しもすべてが天下りの運用なのである。ちなみに、1937 年度の第一回の定期配給のプログラムは、35 ミリ発声版、16 ミリ無声版では、劇映画「輝く愛」（5 巻）、文化映画「二宮尊徳先生」（3 巻）、実写記録映画「澄宮殿下の御英姿」（1 巻）、漫画映画「忠吉は帰った」（1 巻）で、35 ミリ無声版では文化映画が「中江藤樹先生」（3 巻）に差し替えられて配給されている。ここでは、同会が、その業務を配給局面に限定したこと（言い換えれば、製作に手を出不せなかったこと）をいま問わないとしても、その事業内容が、プログラム編成の組み方一つを取ってみても、映画の需要者である映画教育団体、ひいて最終的消費者である利用者たる学校や観覧者という映画育成行政の本来の対象者の映画に対する興味や関心といった、総じて映画普及に際して不可欠というべき自発的な契機をほとんど無視ないし軽視したものであることがわかる。同様の弱点は、事業内容上のみならず、この組織の形式上にも現れている。同会成立によって、形式上からいえば確かに映画配給の合理化と「系統化の観念はここに最も徹底化せられんとしてゐる」⁽⁷⁹⁾ かに見える。けれどもこうした形式的組織整備（しかも僅かに 11 府県を支部的に傘下におさめるにすぎない）とは、実体的には道府県行政への新たな映画関連事務の押し付けを意味するわけであって、人的にも道府県行政への依存なくしてはこの種の組織は存立しえないわけである⁽⁸⁰⁾。こうした組織整備それ自体がもつ弱点から、大は、絶えず不足が指摘されている映画、特にそれがなければプログラム全体が成り立たないといわれた「劇映画」の製作をどうやって潤沢にするか、具体的には産業的規模と形態をもつ映画製作業をどのようにこの組織中に組み入れるかといった問題や、興行巡回場面で民間資本資源をどのように活用するかといった問題から、小は、当時なお多数を占めた可燃性フィルムの操作安全上必要とされた映写技師の確保と養成をどうするか、無料上映を原則とする教育映画の上映に際しての所轄警察署への無料興行願の届出事務の処理をどうするか等の様々な問題が噴出してくるわけである⁽⁸¹⁾。これらの諸問題

の内のいくつか、例えば人気薄の文化映画の普及などは、後の「映画法」(1939年)における文化映画の強制上映ないし指定上映の規定によって「解消」したかに見えたが、それは結局、教育映画場面で問題となった困難を社会大に、つまり一般興行映画館にまで拡大したに過ぎなかったわけである(この点後述)。

結局、こうした配給機構は、その現実的効果は先の大小の課題解決にあったというよりも、従来、府県・六大市において活動していた「連盟間には連絡調整の有機的關係がなく、あるいは映画の配給に円滑を欠き、あるいは映画の選択に迷い、あるいは使用料金の高価に苦しんでいた」⁽⁸²⁾状態を改善することを表向きの目標として掲げながら、同時にそのためにはまず組織・機構の整備が先決だということで、結果、そうした組織・機構が得意とする官僚的枠組みにおいて実行可能な、映画教育の「画一的」ないし「規格的」配給を実施しえたにすぎなかったわけである。けれども、そうした配給の官僚的実施がもたらした現実的効果は、映画の潤沢な配給ではなく、もっぱら国—地方団体の關係の「集中」と地方団体間の「分散」を凝集・統合することであったことに注意を払いたく思う。例えば、次のような評価がそれである。

「今やこの文部省の意を受けて教育映画は各地に結成せられ既に10年の歳月を閲し、これら地方の団体の生まれた土地の經濟、文化に応じてそれぞれ個別的の消長を経て、ここに各地に設立の教育映画連盟の機能の強化、統制を目的とする全国的な総合的連繫に依って映画利用の合理化が行われ、その構成単位たる団体は府県教育映画連盟となったのである。因に従来とても各府県教育映画連盟はあったのであるが、この新しき連盟は分散せるものの統合と中心への集中を指示せるものと解せられるのである。かくて道府県並に六大都市の各教育映画連盟は協力して国策映画への実動に貢献することになった。」⁽⁸³⁾

他方、民間団体として、主として(小)学校を主要な会員として、映画の普及・上映運動を展開していた「全日本映画教育研究会」、とりわけ「大毎・東日フィルム・ライブラリー」及び「学校巡回映画連盟」の活動は、「大毎の連盟が発達して行くのは甚だ結構ですが、当局と握手して進みたいと思っています。社会教育の実際の仕事はやはり民間で中心になってやっていただかなければなりません」⁽⁸⁴⁾と既に発足直後からその活動に文部当局も注目するところであった。ここに既に、これら民間団体との「握手」、すなわち後年における中央会と連盟の「統合」(大日本映画教育会結成)が予言されているかのようなのである。末端までの映画教育配給網の整備、とりわけ国策映画の徹底が国家的映画政策の重要事項になるにつれて、こうした民間映画配給団体の利用ないし正規の映画行政機構と民間配給団体の一体化の傾向はますます強まっていく。例えば、「映画と教化」と題する1937(昭和12)年の座談会での、次のようなやり取りなどがそれを表す。すなわち、映画配給がバラバラに行われている現状に関して、官民の「大同団結」が必要ではないかという評論家・飯田信光の発言に促されて、映画配給側の伊東恭雄(東日映画課長)は「僕の方は僕の方の行方があるんですから、文部省から(配給を—西本)をやめろと云へばいいんだらうと思うな、商売ならさうはいかんけれども、大きく云へば社会事業としてやってるんだから……。」と、配給実績を誇示するかのようになり、強気の発言をなしている。対してそれに応答して、不破社会教育官はすぐに続けて、「私の方(映画教育中央会を指す—西本)はまだ出来たてなので、云へば貴方の方は兄分で、私の方は弟分ですから、まあ可愛がって下さい(笑声)」⁽⁸⁵⁾と答えている。この場合、特に中央会との関連では、「学校巡回映画連盟」の活動が重要なポイントである。同連盟は、映画教育中央会設立後、1938年4月に創設10周年を迎えたが、これを機会に「一大革新を断行することにした。」⁽⁸⁶⁾すなわち、4項目からなるその事業革新の中身をみると、そこには

「1. 既製映画の利用を廃し、全プログラムを連盟で企画・製作すること」及び「4. 個々の学校への直接配給は漸次廃止し、各府県乃至六大都市単位にそれぞれ配給機関の設置を促進して、その機関を通じて配給を行なうようにすること」⁽⁸⁷⁾なる項目がみえる。いわゆる「団体加盟・団体配給」方式への転換がこれである。この方式への転換を前後して同連盟は少なくとも規模において飛躍的な発展を遂げる。すなわち、主に小学校を加入者として学校単位での映画配給に力を用いてきた同連盟は、この方式への転換直前においてどの程度の実力をもっていたかといえ、1938(昭和13)年3月末の数字でいうと、加盟校数で994校にまで到達していた。この数字をもって同連盟は、「わが国における一大映画教育網を形成するに至った」⁽⁸⁸⁾と、いささか自画自賛めいた自己評価をしているが、実態はむしろこの時期、学校巡回方式による加盟校増加が頭打ちになり、個々の学校を会員とする加盟校増加方式による事業展開こそ、「転換」すべき時期にさしかかっていたのである。後に、稲田達雄は、この時期の同連盟の映画教育運動の「転換」について次のように総括している。

「大毎・東日学校巡回映画連盟の配給映画、児童劇映画については、すでに昭和10年度から連盟でこれを製作する道を開き、そのため昭和11年からは『映画教育』第100集記念賞金を設定して、児童劇映画のストーリーを一般から募集する方法もとってきたのであるが、連盟創設10周年を機会に、昭和13年度からさらに全プログラムの映画を連盟で新しく製作して、連盟独自の映画を配給して行く方針をとったことは、第一にはいうまでもなく、配給映画の質的向上をはかって、学校映画教育の効果を一層あげんがためであった。しかしこれを遂行して行くためには、一層配給映画の需要量を増大する方法を講じなければならなかった。それには、従来のように東京（東日フィルム・ライブラリー）、大阪（大毎フィルム・ライブラリー）、門司（大毎フィルム・ライブラリー九州支庫）の三カ所から全国各地の学校に直接映画を配給する方法をとっていたのでは、配給映画の組数は、加盟校の増加に伴って徐々に増加はするが、そこにはどうしても、なるべく最少限度にとどめなければならぬという制約が伴うので、配給映画の組数の急速な増加は望めない。このことは従って全国の学校に迅速円滑な配給を行うことができない結果となり、それはまた加盟校の増加にブレーキをかける結果ともなっていたのである。……（中略）……そこで加盟校をもっとどんどんふやして配給映画の組数を増加するためには、全国から各道府県乃至六大都市単位に、それぞれ配給機関または団体をつくってもらって、連盟からはそれらの機関または団体に対して映画を配給し、それをそれらの機関または団体から、それぞれの所管地域内の学校なり団体なりに配給してもらうという仕組みにする必要があると考え、前期のように団体加盟－団体配給制を新設したのである。」⁽⁸⁹⁾

現に、同連盟への加盟学校数を見ると、これまで順調に伸びて来た加盟学校数が頭打ちになりつつあった。1928(昭和3)年4月に、大阪市、尼ヶ崎市、東京市の合計56小学校の加盟から発足した同連盟は、その後順調に加盟校数を伸ばし、10年後の1938年には約千校を組織するに至ったが、1935(昭和10)年前後には加盟数が頭打ちの状態にあったのである。特に問題なのは、新規加盟校数の伸び悩みであった。例えば、1936年の加盟学校数904校(内訳は35ミリ会員461校、16ミリ会員が443校)を基準にしてみると、翌37年951校(35ミリ451校、16ミリ500校)、昭和13年994校(35ミリ382校、16ミリ612校)という具合で、新規増加分は、「年々僅かに50校足らずの増加に過ぎなかった」⁽⁹⁰⁾のである。したがって、「こんなふうであっては、配給映画の組数を増加することによって配給映画を新しく製作して行くということの可能性は、とうてい期待することができないわけである」⁽⁹¹⁾という、いわば「経営危機意識」が出てくるわけである。これ

に対して、「団体加盟・団体配給」制は、教育映画の製作面への進出、配給数の増大によって、教育現場での映画需要に応えることで、この経営危機に対処しようとしたわけである。「全国映画教育網の完成近し」と題した記事によれば、この新制度への「一大革新」を、「しかるに、加盟校が一千校に達しても、これに配給する映画は、大体10組もあれば足りるので、それまでは、主として一般に発売されている興行映画乃至教化宣伝映画等の中から選択購入して配給するにとどまり、特にそのための映画を製作して配給することは、とうてい不可能であった」状態を改め、「一般発売映画依存主義を一擲して、連盟自ら少国民映画の製作を行ふとともに、連盟独自のプログラムを編成して配給することにした」⁽⁹²⁾と説明している。多数の弱小資本が乱立する教育映画製作会社が作る教育映画と称するものは、従来からもその質の粗悪さが指摘されていたところであって、また映画需要者たる教育現場や映画教育団体も映画であれば何でも人が集まった時代が過ぎ去り、ただ配給される映画を機械的に上映するのみでは、人々の映画離れに拍車をかけることに漸く気づきはじめていたのである。最も基底的には、映画に対する人々（児童・生徒）の観覧態度や意識といった主体的契機の変化が、巡回方式を転換させる原動力であったことを記憶しておきたい。

それはともかく、この団体加盟制度の導入によって、「連盟は再発足したのである」が、この方法は、「忽ち全国に反響を起こし」⁽⁹³⁾、加盟団体数、従って間接的には加盟学校数が急速に増加することになったのである。すなわち、1938年度には3市9道県（含む、台湾高雄州）の12団体、39年度には、8県1市（含む、朝鮮釜山府）の9団体、40年度には、8県（含む、樺太）の8団体、41年度には、9県9団体、の加盟が見られ、合計38団体（他に、準加盟団体3）、それらの傘下学校数は、4,449校に達したのである。同時に、41年度の時点で、未加盟の12府県（宮城、茨城、東京、神奈川、静岡、石川、京都、愛媛、島根、岡山、山口、佐賀の各府県）は、その多くが既に「映画教育中央会」に加盟している府県であったことに注意したい。つまりこれらの府県では、中央会からの映画配給ルートが既に出来上がっていたわけである。従ってこの時点で、「今尚全県的な団体組織のないのは、僅かに東京市、山梨県、福井県、福岡県、鹿児島県、沖縄県の6県・市に過ぎない」⁽⁹⁴⁾ことになったのである。

注目したいのは、この団体加盟・団体配給制度によって、勢いを増した同連盟が、映画教育中央会に対抗して、来るべき映画団体の統制（映画新体制）にあつては、教育映画業界再編の、したがって映画育成行政再編の中心には同連盟が座るべきであると主張していることである。こうである。「最近映画の資材問題に端を発して、映画界の新体制が確立されようとしており、これに伴って映画教育界に対しても、新体制が要望されてゐるようであるが、少なくとも映画配給機構としては、大毎東日学校巡回連盟が、過去14年間の努力によって築き上げてきたこの機構を外にして、別に新体制があらうとは考えられない。従って、われわれとしては、今後もこの機構の完成に向かって邁進するところあるのみである。」⁽⁹⁵⁾

以上のところから、団体加盟制以後の同連盟が、映画教育中央会と別組織である理由はもはやほとんど無くなったというべきである。ここから、2つの団体は組織統合に向かって急速に接近することになるのはけだし当然であった。しかも、この接近は、学校巡回映画連盟の団体加盟制出発を、言い換えれば、学校末端までの映画教化網の完成を見越したかのように、その前後から、文部省・映画教育中央会側からの積極的申し出によって進められたことが特徴である。その間のいきさつにつき、稲田達雄は次のように述べている。

「映画教育中央団体としては、現在文部省の映画教育中央会と、わが全日本映画教育研究会の二

つがあるが、この二つを統合して一元化を図らうとする意向は、すでに2、3年前から文部省乃至中央会側にあったことで、事実、非公式的にはあったが、さういふ意向が表明されたことも、一再ではなかった。即ち、かつて本会の前会長故紀男爵が出席されていた映画教育中央会の理事会席上で、それが話題に上ったこともあったといふことであり、一昨年春（1940年春を指す一西本）、ニュース映画の統合当時、その準備工作的な動きがあったこともある。……（中略）……しかしいづれもまだ、文部省側の一方的な意向にとどまり、遂に本会に対して正式の交渉があるまでには至らなかった。従って本会としても、この問題に対しては静観をつづけ、ひたすら本会の使命遂行に邁進するの態度をとってきた次第である。といって本会としては、決してこの統合問題に反対であったり、冷淡であったわけではない。本会は昭和3年1月創立以来、（映画教育の様々な局面において一西本）努力すること十余年、ともかくも五千校の加盟校を得て、映画教育の全国的な普及と組織化を、一通り実現することができた今日、一新聞社を背景とした私設団体たる本会の使命は、すでに一応達成したものといってもいい。……（中略）……従って本会としても、豫てから映画教育中央団体の統合強化は必至と見てゐるのであるが、それはただ映画教育中央会と本会とを合せて一つにしさえすればいいといふわけのものではない。……（中略）……しかも、元来かかる統合は、すでに昭和12年、文部省が映画教育中央会を創立した時に、断行さるべきであったのである。それが断行し得なかった、といふよりも、むしろさういふ考へがなくして中央会を創立したところに、文部省の映画教育政策に、不徹底なところがあったといわなければならないぬ。」⁽⁹⁶⁾

こうして映画育成行政は、官民双方において互いに主導権を争いながら、映画国策期の最終段階を告げる「大日本映画教育会」の結成へと急転回することになる。そして同時にそれは、映画行政機構の構築問題が、ここに一つの結論的姿を現したことを意味する。すなわち、その結論的姿とは、映画の民間的発達ではなく、その国家的統制ないし管理としての一種の映画国営であり、したがって主体的観覧を不可欠の契機として成立する映画そのものの国民生活からの遊離である。勿論、戦前映画行政の以上のような到達点へ至る道筋には、なお多くの論すべき問題が残されているのであって、そこに至る映画育成行政のもう一つの方策であった「映画法」前後の問題、映画育成行政による文部行政そのものの基調変化、したがってまた戦後文部行政への転轍の問題など、残された検討課題は山積されている。けれどもそれらについては稿を改めて考察しなければならない。

（本稿続く）

〈注〉

- (1) 関野嘉雄『映画教育の理論』（1942年、小学館）208ページ。
- (2) 文部省『本邦映画教育の発達』（映画教育研究資料第18輯）昭和13年、13ページ。
- (3) 同前。
- (4) この点一言すれば、映画に対する官側の認識を示す1919（大正9）年1月の「臨時教育会議」の通俗教育振興に関する答申では、「活動写真其ノ他ノ興行物ノ取締ニ関テ全国ニ及ホスヘキ準則ヲ設クルコト」と、専ら取締が前面に出ている点で、官側の映画に対する把握は、この時点では民側のその後塵を拝している。
- (5) 同年報。325ページ。ちなみに『文部省年報』上、映画と社会教育の関係が初めて記述されるのは、48年報、すなわち大正9年度からである。

- (6) 奥平康弘「映画と検閲」『講座・日本映画』第2巻(1986年, 岩波書店) 304 ページ。
- (7) 和田利夫『明治文芸院始末記』(1989年, 筑摩書房) は, 通俗教育調査委員会と双子で誕生した「文芸委員会」の顛末を, 小松原文相の人脈・個性をからめて巧みに描いている。文学の取締と改善を主題とした該委員会の失敗の顛末, 森鷗外, 夏目漱石らの文学者のこの委員会に対する対応などを通して, 同書が描きだした明治末年の教育・文学・思想界の全体像は, 同時に優れた小松原文政論となっている。
- (8) 奥平康弘「映画の国家統制」(『岩波講座 日本映画』第4巻, 1986年) 240 ページ。
- (9) 継承関係にある二つの委員会の関係につき, 後に文部省学芸官を務め, 主として映画の技術的方面の先覚者であった中田俊造の次の回顧談は, 通俗教育調査委員会が人的・予算的規模において大きなものであったこと, 両委員会ともその発足の背後に帝国教育会と文部省の「提携」があったことを物語っていて興味深い。「通俗教育調査委員会は, 委員が25名も居り, 経費が, 当時の金額にして年に2万円もかかり, 予算超過ということでその縮小に迫られた結果, 3年ばかりして, 規模を小さくした通俗教育委員会の発足となったのです。これは帝国教育会と文部省普通学務局の提携によったもので, 当時の普通学務局長は田所美治氏です。帝国教育会が, 活動写真の児童や社会に与える影響に関心を持つようになったのはこの時からだと記憶しています」(田中純一郎『日本教育映画発達史』蝸牛社) 30~31 ページ。
- (10) 田中。同前, 30 ページ。
- (11) 権田保之助『娯楽教育の研究』(1943年) 30 ページ。なお, この規程による認定フィルムの第一回発表は, 1912(明治45)年2月10日で, 吉沢商店製作にかかる該当作品「日本名勝・九州の山水」は同月1日, 浅草電機館で公開されたものである(田中同前。30 ページ)。田中は同作品を「毒にも薬にもならない」(30 ページ) と評している。
- (12) 稲田達雄『映画教育運動30年』(1962年, 財団法人日本映画教育協会) 13 ページ。
- (13) 関野前掲。253 ページ。
- (14) 同前。253 ページ。
- (15) 稲田前掲。56 ページ。
- (16) 文部省『本邦映画教育の発達』14 ページ。
- (17) 田島太郎「興行映画と其の観覧の問題—各署の営業係諸君へ—」(『警察協会雑誌』447号) 34 ページ。
- (18) 田中前掲は, この時期のようやく実り豊かになりつつあった日本映画と官庁映画行政の出会いをこう述べている。「小山内薫が応援して松竹ネマができた, 谷崎潤一郎のシナリオで第一回作品を作った大正活映が創立されたりした大正9年は, 日本の映画界に大きな刺激を与えた。くらやみの小屋から引っぱり出された鈍牛の官僚が, 新鮮な大気に目を覚まして, ようやく動きだした。それが大正10年である」(42 ページ)。また「初期の日本の教育は, 教育に関する指導官庁, あるいは民間教育団体によって, その製作や普及が, 奨励保護されたということではなく, 一部の映画業者又は映画技術者たちが, 自発的に企画し, 撮影した出来ごと(実写又はニュース)映画が, 教育的立場から, 啓発, 啓蒙に役立つと認められ, さらに, 通信, 鉄道, 内務等の現業官によって, 施政上のPR手段に利用されるようになり, ようやく, 映画の教育的機能が社会的にクローズ・アップされたのである」とも述べている(同前)。
- (19) 文部省前掲。15 ページ。
- (20) 権田前掲。31 ページ。

- (21) 国立教育研究所『日本近代教育百年史』第1巻（教育政策(1)）923ページ。
- (22) 「民衆娯楽の改善施設」『社会教育』（財団法人社会教育会）第14号，昭和6年10月20日号，7ページ。
- (23) 水谷徳男「文部省映画事業の全貌」『映画教育』（大毎・東日新聞社）89号，昭和10年7月号，11ページ
- (24) 田中前掲。42ページ。
- (25) 同前。43ページ。
- (26) この通牒は、『文部時報』第3号，大正9年5月21日号，3ページ。
- (27) 橘 高廣「映画時代の検閲実施に際して私の感想」『警察協会雑誌』298号，50ページ)
- (28) 文部省前掲。54ページ。
- (29) 同前。54ページ。
- (30) 『社会と教化』第1巻8号，大正10年8月号，87ページ。
- (31) 田中前掲。45ページ。
- (32) 「皇太子殿下活動写真真覧会御観覧」『社会と教化』第2巻1号，大正11年1月号，15ページ。
なお，森川一郎「活動写真真覧会のご記」は，展覧会の活況ぶりを伝えるルポルタージュである。同誌同号，61～63ページ。
- (33) 田中前掲。46ページ。
- (34) 正式には「大阪学校映画協会」。稲田前掲『映画教育運動30年』は，松本健・交野宗一らの小学校教員が中心となって，大阪市内の小学校120校を会員として映画の定期的上映を行った旨を記している。54ページ。
- (35) 稲田同前。15ページ。
- (36) 同前。
- (37) 文部省前掲。55ページ。
- (38) 『文部時報』第123号，1923（大正12）年12月11日号，70～71ページ。
- (39) 「皇太子殿下御成婚ノ盛典ヲ挙ゲセラレタルニ際シ宮内省並ニ文部省ニ於テ撮影セル活動写真『フィルム』」を頒布する際の「要項」（第6項）。『文部時報』第129号，1924（大正13）年3月1日号，24ページ。
- (40) 『社会教育』（社会教育協会）第16号（昭和6年12月20日号）。
- (41) 橘 高廣「映画時代の検閲実施に際しての私の感想」『警察協会雑誌』298号。52ページ。
- (42) 橋口 菊「国民教育の再結成と社会教育行政確立に関する一考察」『教育学研究』27巻3号。
- (43) 『社会と教化』1巻3号，大正10年3月号，54ページ。
- (44) 「各府県の社会教育専任吏員」『社会と教化』1巻7号，大正10年7月，48ページ。
- (45) 橋口前掲論文。
- (46) 社会教育研究会「社会教育局設置の急務」『社会と教化』第2巻10号，大正11年10月号，2～4ページ。なお，このアピールの筆者である「社会教育研究会」とは，乗杉嘉寿らを中心に文部省内に作られた官僚グループである。
- (47) この推定数字は，関野嘉雄「興行映画と児童生徒－問題のなりゆきと対策のすじみち－」（日本映画教育研究会『視覚教育資料』第15号，昭和29年7月）3ページによる。
- (48) 稲田前掲。46ページ。
- (49) 同前。66ページ。

- (50) 同前。65 ページ。
- (51) 同前。67 ページ。
- (52) 不破祐俊『映画教育の諸相』（昭和 13 年 7 月，財団法人社会教育協会発行，教育パンフレット第 307 号）15 ページ。同書によれば，山形県の連盟は，「その構成は団体若くは個人を以てせられ，会員は会費として一口に付年額 100 円を寄付し，1 ケ年内に 7 日間フィルム使用の権利を与られてゐる」というものである。
- (53) 稲田前掲。66 ページ。
- (54) 同前。65 ページ。
- (55) 同前。67 ページ。
- (56) 田中前掲。59 ページ。
- (57) 稲田前掲。67 ページ。
- (58) 同前。75 ページ。
- (59) 『社会教育』（財社会教育会）第 16 号，昭和 6 年 12 月 20 日号
- (60) 文部省前掲『本邦映画教育の発達』は，この転換・発展を「大正 15 年—昭和 2 年，再び高波を巻き起こした映画教育運動」と表現している。19 ページ。
- (61) 奥平康弘「映画と検閲」313 ページ。
- (62) 石井錦樹「フィルム検閲の省令に関する考察」『警察協会雑誌』298 号，24 ページ。なお，石井論文は，規則第 3 条 1 項後段の「説明台本ニ其ノ旨（検閲済の旨—西本）ヲ記入ス」という何げない「文句が，又，恐しい融通性を持つた文句で，之に依つて検印も押せば，制限事項も記入する，備考も書けば，説明の制限も記入する，極端な場合には絵看板の制限にまで立ち入らうと云ふのであろうなどとは，お釈迦様でも気が付くまい」と述べている。同ページ。
- (63) 田中前掲。56 ページ。「高い」との批判に依て，最初，1 フィート 20 銭であつた貸与料を後に（1927 年 12 月から），15 銭に値下げしている。
- (64) 同前。62 ページ。
- (65) 文部省前掲。29～30 ページ。
- (66) 田中前掲。56～57 ページ。尚，水谷徳男「文部省映画事業の全貌」（『映画教育』第 89 輯，昭和 10 年 7 月号）は，映画設備の整備状況を次のように伝えている。「新庁舎に於ける映画関係の設備は，事務室（四階及び一階），試写室（二階），製作室（一階），フィルム倉庫（一階及び別棟一戸）に大別せられる。製作室は，縦 25 米横 8 米半の区画の中に，整理室・焼付室・現像室・薬品調剤室・試験室（兼普通写真製作）等が設けられている。先ず現像室には，所謂タンク現像法の為に，暗室に現像枠 5 本入のタンクが 10 個設けられ，乾燥室には大小 3 個のドラムが装置されてゐて，大はフィルム 250 米を巻きつけることが出来，ポジチブフィルムならば 20 分，ネガチブフィルムならば 35 分で乾燥させることができる。この乾燥に関しては別にポンプ室に 1 万 8 千 5 百毎時カロリーの能力を有する復効炭酸瓦斯冷凍機が装置せられてある。その他ポンプ室には各室通風機が設けられている。試写室は 150 人を収容し得るものであつて，映写機の光源は水銀整流器に依つて整流された直流孤光である。倉庫はフィルム約 5 千巻を貯蔵することができる。」13～14 ページ。
- (67) 石田雄『近代日本政治構造の研究』1956 年，未来社，273 ページ。
- (68) 赤木須留喜「選挙肅正運動」『現代行政と官僚制』（下）1974 年，東大出版会，204～205 ページ。

- (69) 文部省第 57 年報。32 ページ。
- (70) 文部省前掲。21 ページ。
- (71) 水谷前掲論文。9 ページ。
- (72) 不破前掲。22 ページ。
- (73) 同前。
- (74) ちなみに、11 府県とは、石川・東京・愛知・岩手・滋賀・岐阜・島根・長崎・静岡・三重・兵庫の各府県である。これらに結成された映画教育団体は、名称も区々で、県教育会中に映画教育部を設けるもの、府県映画教育協会と名乗るものがある。なお、活動している映画教育連盟は 11 ヶ所であるとの数字は、同資料の本文記述によったが、調査の附録(1)「道府県庁内映画利用課名及び関係団体名一覧」では、上記 11 府県に加えて、北海道映画教育協会、奈良県教育会が見えている。37 ページ及び 59～60 ページ。また同附録(2)では、6 大都市において結成された映画教育団体としては、僅かに名古屋市映画教育協会と横浜市映画教育協会の二つが見えるのみである。74 ページ～78 ページ。さらに、別の数字では、昭和 14 年 2 月現在で、加入は 19 団体とするものもある（文部省社会教育局「本邦映画教育の発達」『社会教育』（社会教育会）10 巻 10 号、122 号、昭和 14 年 10 月号、55 ページ。）。
- (75) 不破前掲。30～32 ページ。
- (76) 同前。31 ページ。
- (77) 文部省前掲。21 ページ。
- (78) 同前。24 ページ。
- (79) 同前。24 ページ。
- (80) 例えば、ある座談会での不破社会教育官の発言には、映画教育中央会の活動が府県（社会教育課）に依存して行われていたことを伝えている。「中央会から地方へ入会をすすめる場合、又、府県（社会教育課）が中心になって、そこに映画教育中央会の出張所を作ってその地方々に配布するということになってゐて、青年団、処女会、学校等が加入出来るやうになってゐます」（座談会「映画と教化」）『映画評論』昭和 17 年 8 月号 64 ページ。
- (81) 「映画法と映画教育座談会（承前）」（『映画教育』昭和 13 年 11 月号、第 129 輯）では、「現在は、活動写真興行取締規則といふ一本のもので取締られてゐるわけで、従つて学校の講堂で児童を対象として教育のために映画会をやる場合でも、無料興行願といふものを出さなければならぬといふことにはなりますが、かういふものを興行として取締られるといふことは、……どうもおもしろくない」（稲田達雄）、「極端なところでは、教室で授業に教材映画を使ふ場合でも届けるといふところがある。……」（関野嘉雄）、「……—昨年東京でも小型映写機を取扱ふものでも、全部映写技士の試験を受けて免許状を取らねばいかんといふことになりまして、私代表になつて警視庁へ陳情に行ったことがあったんですが、小型映画は 16 ミリでも 9 ミリ半でも、すべて不燃性で、災害の危険は絶対ないといふことを説明しましたけれど、災害的問題ぢやない、映写する人の人格の問題だといはれまして、さういはれると一言もなく引退がつたのでありますが、そういふことがありました」（青地忠三）といった発言が見られる。15～16 ページ
- (82) 不破前掲。30 ページ。
- (83) 廣瀬了義「映画教育の発展とその将来性—国策映画製作に本格的に乗出した最近の文部省の積極策の再確認—」『教育と宗教』第 10 巻 10 号、昭和 13 年 10 月、16 ページ。

- (84) 関屋龍吉社会教育局長「映画教育の国家的使命—第 2 回全国活映教育大会講演—」『映画教育』昭和 6 年 7 月号, 41 輯, 16 ページ。
- (85) 『映画評論』第 138 号 (昭和 12 年 8 月号) 62 ページ。
- (86) 稲田前掲。229 ページ。
- (87) 同前。229 ページ。
- (88) 「全国映画教育網の完成近し」『映画教育』昭和 16 年 10 月号。第 165 輯, 6 ページ。
- (89) 稲田前掲。231~232 ページ。
- (90) 同前。232 ページ。
- (91) 同前。232 ページ。
- (92) 『映画教育』昭和 16 年 10 月号 (第 165 輯)。6 ページ。
- (93) 同前。7 ページ。
- (94) 数字はすべて, 同前。7 ページ。
- (95) 同前。7 ページ。
- (96) 「映画教育中央団体の統合について」『映画教育』昭和 17 年 1 月号 (第 168 輯) 6~7 ページ。

[注記]

拙い小論を北島象司先生のご退官を記念する本号に寄せることができたことを喜ぶとともに, 先生の今後のご健康とご活躍をお祈りする次第です。